

第七十五回 参議院農林水産委員会會議録第八号

昭和五十年三月二十五日(火曜日)

午前十時二十分開会

委員の異動

三月二十日

初村瀧一郎君

補欠選任

藤田 正明君

藤田 正明君

三月二十四日

藤田 正明君

補欠選任

藤田 正明君

初村瀧一郎君

三月二十五日

藤田 正明君

補欠選任

初村瀧一郎君

安井 謙君

出席者は左のとおり

委員長

理事

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

国務大臣

農林大臣

政府委員

農林政務次官

農林大臣官房長

農林大臣官房予

算課長

農林省農林経済

局長

農林省畜産局長

事務局側

常任委員会専門

員

説明員

農林省農林経済

局統計情報部長

通商産業省貿易

局輸入課長

吉岡 裕君

山本 康二君

竹中 謙君

澤邊 守君

岡安 誠君

大河原太一郎君

柴立 芳文君

安倍晋太郎君

喜屋武眞榮君

本日

の会議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正

する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(佐藤隆君) ただいまから農林水産委員

会を開会いたします。

この際、畜産物の価格安定等に関する法律の一

部を改正する法律案の審査のため、本日畜産振興

事業団理事長岡田覺夫君を参考人として出席を求

めたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(佐藤隆君) 御異議ないと認め、さよう

決定いたします。

○委員長(佐藤隆君) 畜産物の価格安定等に関する

法律の一部を改正する法律案を議題といたしま

す。

本案は、前回、趣旨説明を聴取しておりますの

で、これより質疑に入ります。質疑のある方は順

次御発言を願います。

○神沢清君 何分しろうとすから、イロハから

お伺いをしていかなければならぬわけなんです

が、まず第一に、私は大臣にお聞きをいたしたい

と思うんですけれども、この改正案の提出の目的

というものは、いま現状でもって牛肉の価格下落

等、不安定な状態の現出したことに対して、単

に、目前の問題解決として、いわばびぼう的対応

というようなことにならざるを得るのか、それと

も、やっぱりこの改正案は、いま日本が当面をし

ておりますこの食糧問題、ひいてはこれはまあ農

業再建の問題、こういう大きな路線の上に立つて

の一環として提案をされておられるのか、いずれであ

るかという点をまず伺いたいと思うんです。

○国務大臣(安倍晋太郎君) この新しい制度をつ

くるということにつきましては、やはり今日のわ

が国の食糧の自給力を高めていくという農政の基

本的な課題の中にありまして、最近の肉用牛生産

事情の変化、あるいは牛肉の需要及び価格並びに

国際市場等の動向から見まして、長期的に肉用牛

経営の安定と牛肉生産の振興を図り、牛肉消費の

安定を期するためには、やはり恒久的な制度を確

立する必要がある。こういうふうな観点から、農

政の今日の当面の課題、今後の課題にこたえてこ

の制度を確立するというところでございます。

○神沢清君 わかりました。そういういまの、大

臣が御答弁になられましたような見地に立って、

私も質問を進めさせていただきたいと思うのであ

りますが、そこで、第一に伺いたい問題は、昭和

四十一年の五月二十六日、本院の農林水産委員会

において附帯決議が行われております。私は、こ

れを一読しまして、実に、内容的にもかなり先見

で、当時の先輩諸氏に敬意を払うに私はやぶさか

ではないのでありますが、ところが、この附帯決

議に照らして現状をながめてみますと、昭和四十

一年といえは、もうすでに十年を経過するわけで

あります。十年一昔というから、一昔はもうたっ

てしまっているわけでありまして、問題が牛です

から、牛歩ということでは、大変遅々としておる状

態を指すのだそうでありまして、牛の問題

だけに、まことに遅々として、十年たちまして

も、一向に目ざましい進捗は見受けられないよう

な感じがしてなりません。牛のことですから、モウ

がまんがならぬなんて言っているのかもしれない

と思うのであります。

そこでその附帯決議の第一ですが、こう書いて

あります。「わが国における肉用牛飼養及び牛肉

需要の動向からみて、肉用牛生産の維持増強は喫

緊の用務である。」十年前に「喫緊の用務であ

る。」こう言っておられるのです。「したがって政府

は、肉用牛の改良・増殖等の生産対策の積極的推

進を図るとともに、国及び地方公共団体の試験研

究体制の整備・拡充に万全を期すべきである。」

こうなっているのですけれども、この処理のてん

末等をお聞きをいたしたのであります。が、あま

りそこで政府側の長々しい御説明などをしていただ

いて、私の質問時間が大変窮屈になりますから

伺うことにいたしました。この十年間私は、政府

もそれなりの努力はされてきただろうとは思いま

す。思いますけれども、それならなぜ、十年たち

ました今日におきまして、たとえば、この頭数

一つだけを取り上げてみましても、まさに横ば

い、というよりか、むしろ十年前に比べて減少の

傾向を示しているか、十年間いささかの進歩もな

かったという、現実には、そういう結果を示して

いると思うわけでありまして、この点について、大

臣でも結構でございますし、あるいは他の担当の

方でも結構ですけれども、ひとつわかりやすいような御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(澤邊守君) たいま御指摘がございまして、四十一一年に御決議をいただいておりますわけでございますが、その後の飼養頭数を見ますと、ほとんど横ばいということであつて、おなじ数字になっておりますが、この主たる原因という点を申し上げますと、われわれもいたしまして判断をしておりますのは、やはり肉用牛飼養が伸び悩んだのは、結局、従来は日本におきまして肉用牛というのは、本来、肉生産目的で飼養されるというよりは、むしろ役用ということで長い間来たわけでございます。昭和三十年度の半ば以降、急速にトラクターその他の機械化の進展に伴ひまして、あるいはまた、それと合せて兼業化が進んだということも関連をいたしまして、役用兼用と、主として役用から肉用に出すというふうな、役肉兼用であつた和牛の飼養頭数が急速に減少してきたということが一番大きな原因だと思ひます。それとともに、肥育目的の肉牛経営というものは伸びてまいりましたけれども、いま申しましたような機械化に伴ひます役用の牛の飼育が急激に減つてきたところをカバーするだけ肥育経営が伸びるというところまでは至らなかった。

それではなぜ、それが急速に伸びなかったかというところになりますと、飼養規模の零細性、あるいは粗飼料基盤であります草地、あるいは山林の利用が非常に困難であつたという点、それから主たる要因であつたと思ひます。もちろん、それとともに、価格が生産者にとって十分な水準まで実現しなかつたということもあつたわけでございます。反面、この数年、乳用の雄牛を肥育として使うというふうな傾向が急速に伸びてまいりました。それが最近におきまして肉用牛の経営なりあるいは飼養頭数がふえ、横ばい程度で維持できたといひますのも、肉専用種というよりはむしろ乳用雄牛を肥育として使う。これはもちろん肥育目的で当初からやるわけでございますが、そういう

生産体制が順次整つてきておるといふことによるわけでございますけれども、これは新しい技術でございまして、伸びたと言ひながらまだいろいろ問題を抱えておるといふこと、それから価格が不安定であつたという点から、十分に全体としての飼養頭数を伸ばすところまでいって、おらないという原因であつたと思ひます。

一言で申し上げますと、役用を主とした牛の、まあ食いつぶしと言ひますか、廃用ということであつた飼養規模が減つてきた。しかしまあ新しい傾向をいたしまして肉専用種、あるいは乳用雄牛の肥育を含めまして、肉目的の飼養がだんだんふえてまいつておるといふことでございまして、今後それらを育成をしましてまいりますれば、従来の横ばいの傾向から向上きに転ずることは不可能ではないというふうな考へております。

○神沢浄君 まあ、いただいた資料などをながめてみますと、いまの御説明の中でも若干触れられてもいたわけですが、飼養経営の面などにおいては、一応の合理化といふのか、近代化といふのか、そういうものの振興をしてきた面はうかがわれると思ひます。これは、この農家当たりの飼養頭数などはふえておるわけですが、全体的に肉牛の生産というものは、何としてもふえない。これはもつとどこかに、ただいまお話しにあらたうな面だけでなしに、大きなやばり理由、事情というものが存在をするのではないかと思ひます。が、こういうような点について余りここで時間をかけてもおれませんが、これはいづれまた、調査等の機会に私はやっぱり徹底的に議論をする問題点のよう思ひます。それはその機会に譲ります。

そこで、附帯決議の第二項を見ますと、「本法の運用に當つては、国内肉用牛の生産の増強及び牛肉の消費の安定を図ることを本旨として、海外における牛肉の需給事情及び価格の動向を充分に把握して、牛肉輸入の適正を期するとともに、輸入牛肉の売渡しは、肉用牛資源の維持拡大を阻害することのないよう充分留意して、今後生産者価

格の安定のため、現行価格安定制度の対象品目とするよう鋭意検討すること」と、こゝまあります。まことに今日をまさに看破しておるような、大變意を要するよう内容になつてゐるんですが、十年たつて、今回の改正案で、やゝ安定制度の上へ牛肉を乗せるといふことになつてまいつたわけなんです。と、いふことは、こんなにおくれたのかという、その点を私はお聞きをいたしたいんです。何で十年間も、さき御説明がございましたように、横ばいあるいは減少傾向——いささかもこの部面につきましては努力が実つていないようなこの現状の中で、もつといふいろいろな事情や原因等を探索をすべきであつたし、そういう中においてやばり、これは牛肉、牛に限りませんけれども、きょうの畜産の最大の泣きどころであるところの価格の問題等につきましては、もつと早い時期に当然取り組まなければならなかつた、こゝろ思ふんです。十年間も放置されたままでもって今日やつと取り上げられてゐる。こういうような経緯といふものが私にはどうも納得できないので、なぜこのようにおくれたのかといふ、この点をひとつお聞きをしたいと思います。

○政府委員(澤邊守君) 四十一年の附帯決議に、指定食肉に加ふるに早急に検討するといふことも述べられておるわけでございますが、この点につきましては、わが国の場合、牛肉の需要の増大に對しまして、先ほど申しましたような飼養頭数の推移でございまして、国内供給のみによつては十分に供給を確保することができないといふことのために、相当量を輸入に依存してまいつておるわけでございます。特に、多い場合には、四十八年のように三十数%ぐらいが、全体の供給量の中で輸入量が占めるというふうなこともなつたわけでございます。まあ四十八年は特別に多い年でございますけれども、そういうことでございまして、輸入量の調整によりまして国内価格をかなり安定させることができるというふうな考へてきたわけでございます。国内の需給なり価格の動向を見ながら、現在の輸入割当制度のもとに

おいて適正な輸入量を決定し、その中で、まあ事業団が漸次シェアをふやしてまいりましたけれども、かなりの部分を輸入肉の取り扱いを行うというふうなことにによりまして、輸入量の供給を通じて全体の供給量を需要に合わせた調整をすることができるといふような考へで需給の安定を図つてまいりました。他方、牛肉需要は、御承知のように、所得の増大とともにかなり顕著に伸びてまいりましたので、全体をいたしまして国内価格の推移を見ますと、上昇傾向にはありますものの、極端な変動はなくして安定的に推移をしたといふふうな考へておるわけでございます。したがいましに、いま直ちに豚肉のような形で指定食肉制度に加ふるといふことはせずして、いつたわけでございますけれども、四十七年の暮から四十八年にかけまして大幅に価格が上昇いたしましたので、さらに四十八年の末から昨年にかけまして、まあオイルショックという予期せざる事態による面が多いとは申せ、急激な低落をしたといふことによりまして、畜産肉牛経営農家は経営的に相当大きな影響を受けて困難を來しておるということから見まして、価格安定制度を牛肉につきましても恒久制度として確立する必要があるといふふうな考へたわけでございます。なお、国際的な需給の長期的な見通しにつきましても、大体起伏はありますが、の、長期的に見まして、世界的に牛肉の需給といふのは他の食肉以上に逼迫をうける、そういうことになりまして、単に海外からの輸入に依存するといふことでは非常に国内供給の確保のためにも不安定でございますので、国内でできるだけ生産を振興いたしまして、国内供給を確保していく。足らざるところは海外から安定的に輸入するといふような考へで進む必要があるといふ点からいたしまして、肉牛経営の生産の安定、振興といふことのために、まず価格面で相当生産者が安心できるような恒久制度を確立する必要があるといふ考へ方に立ちまして、今回法案を提出をし、御審議をいただいております。今回法案を提出を

○神沢浄君 まあ、大臣もいまの御答弁をお聞き

になっておられながら、きつと、感じられた点が私同様にあるだろうと思ふんです。いまの御答弁の中でも、きつとにみじくも触れておるんですが、きつとまでの、この十年という間においての価格の問題というのは、これ通産省の発想ならそれで済みませうけれども、農林省の立場から考えると、おかしなことであつて、輸入で調整できるから、ついでに機会というものがあつてきたんだと、こう言うんですが、私も考えなきやならぬのは、日本の畜産の振興で、日本の農家の、これは生産者の価格の問題で、何か、その辺でもって非常に私は取り違えているような面があると思ふんです。だから、私は、冒頭に、この改正案はこれを目標にしているのかということに特に触れたわけでありました。

そこで、実はさき理事会でお打ち合わせをした時間の関係もありますから、私は一点だけずばりお聞きするんですけれども、それは、さきもお答えの中でもって言われておりましたように、四十八年の大量輸入というのは、その後の牛肉価格にもう決定的な影響を及ぼしておることは、これは否めぬ事実だと思ふんです。政府に言わせると、何か不況傾向に入つたから、牛肉というものは、どうも多少せいたく品的な感覚でもって消費が落ちたという御説明などもあるようですけれども、そういうことより何より、私は、四十八年の大量輸入というのが、これはもうかなり決定的な因子になっておる、こういうふうに思ふんです。四十八年という、もうすでに飼料の値上がりが始まつて、畜産危機というものが、これはもう明らかに目に見えて忍び寄つてきておつた時期であります。こういう時期にあつた大量輸入を行つてしまつたという、これは私は、行政としても何となく、判断のつかないことでありまして、なぜ、あのような大量輸入が、もうすでに畜産の危機的様相が明かになつてきておつた時期であるにもかかわらず、現出されていゝたか。こういう点が、私もこの法案に取り組んでみて、何かと資料などを拝見をいたしました、何として

も感に触れない点なんです。これは、農業の問題であるにもかかわらず、農林省としては、手のつかないような、もつと大きな、いわゆる外的な力があるのか、因子といふんですか、こういうものがあつたのか、その辺をひとつ私は少し明らかにしたいと思ふんです。

○政府委員(澤邊守君) 四十八年に行いました輸入は十二万七千トンと比べて、前年の五万七千トンと比べて、大幅に増加をしたわけでございます。そのようなことを行ひました当時の事情といひましては、先ほども申し上げた通り、四十七年以降牛肉の価格が急速に高騰したために、四十七年の上期で申しますと、月によって若干違ひますが、おおよそ前年の水準を御売却価格で見まして五〇%くらいずつ毎月上回つたわけでございます。四十三年から四十八年の五六年間を見ますと、年平均で需要の伸びが一五%ずつ伸びておりました。そういうこともございまして、また四十八年は国内の屠殺頭数が非常に少なかつたということもございまして、ただいま申しましたように、四十七年の後半から四十八年の前半、さらに秋にかけては価格が急速に高騰したもので、消費者サイドからかなり強い輸入増大の要望もございまして、割り当て量もかなりふやしたわけでございます。その結果といひまして、ただいま申し上げましたような十二万七千トンという前年に比べて著しい輸入量の増大を来したということでございます。

先ほど言いましたように、四十三年から四十八年まで年平均一五%ずつ需要がふえたということでございます。四十七年から見ますと、これは参考資料として御配付申し上げております資料にも、四ページに掲げてございまして、四十七年は、輸入量と国内生産量を含めまして三十五万トンの供給、まあ需給が結果的にはバランスするわけでございますが、三十五万トンの需給規模だと、四十八年は、ただいま申しましたように十二万七千トンという相当な輸入をいたしましたけれども、国内生産が減つておりますので、総体とい

たしましてはやはり三十五万トン。それから四十九年は、四十八年に割り当てたものがかなり不足して、輸入量は五万三千トンでございます。けれども、国内生産がふえたこともございまして、全体の需給規模は三十四万五千トンぐらいでございます。

その中で、先ほど四十三年から四十八年にかけては毎年一五%ずつふえたと申しますけれども、四十七年以降はおおむね全体の需給規模をいたしましては横ばいで来ているわけでございます。輸入がふえたのは、国内の生産が減つた分を穴埋めをした、それから、もちろん直接的には国内の価格が異常に高騰したというために、消費価格の安定ということもねらいとして輸入量をふやしたという経過でございます。

四十九年になりました。価格が非常に低落いたしましたのは、これは御承知のように、四十八年末のオイルショック以来消費が急速に減退したということが主要な原因だといふふうにわれわれ思つておりますが、もちろんその他の要因もいたしまして、輸入を決定いたしましたものが、四十九年に入つてかなり輸入が行われた、到着したといふことも、これは、オイルショック自体、予測は不可能であつたという事情はございまして、割り当て量も、そういうもう一つの要因として価格が下がつたといふふうにもわれわれは考えております。

○神沢浄君 とにかくいたした資料で見ますと、四十八年の輸入というのはこれは異常な数字です。四十六年に比べれば三倍、四十七年に比較すると二・二倍くらい、とにかく二倍以上になつておるということ。

そこで一つは、さきも申し上げるやうに、もう畜産危機の様相といふのは、かなり明らかになつてきておつたわけですから、行政の立場からすれば、このような事態がどんな結果を招いていくかといふような点については、これはわからぬはずはなかつたと思ふんです。それが案の定、それは、その他の要因もあるの、それだけではない、その後のいわゆる牛肉の価格の問題には、こ

れが大きな影響をもたらしたことは否めないわけでありまして、なぜ、しかししもつと適切な対応がなされなかつたかといふ点が、何としてもこれは私には疑問として残るわけなんです。

そこで私は、関連してお聞きをしたいと思ふんですが、いま要するに、割り当て方式をとていふというわけでしょう、牛肉については、これは割り当てはどつてするんですか。

○政府委員(澤邊守君) 直接的には、通産省が輸入割り当てを行いますけれども、農林省に協議をされますので、われわれと両省の間で十分相談をして、数量を決めて、実施をしていくわけでございます。

○神沢浄君 やつぱり割り当ての権限といふのは、とにかく通産省にあるわけですね。ただ、農林省はその協議の相手になつておると、こういうことなんです。私は、この辺にかなり問題があるやうな気がしてしやうがないです。これはとにかく農業の安定、振興を考へていくための制度なんです。それから、これから後の当然論議の的なんですけれども、いまのような輸入の仕組みという制度といふものを、そのまゝにしておいて、果たして、まあこれは四十八年の例に見るまでもなく、それは協議の相手ぐらゐにはしてもらへるかも、もつとあるのかもしれませんけれども、これはもう日本の農業といふものに責任を持つ農林省のサイドとしては、この点だけはとにかく権限外といふことに、これは理論上はなるわけですね、理論上は、で、根本的にそこを辺にかなり大きな落とし穴がまだ残つておるというやうなことになるか、その辺の見解は。

○政府委員(澤邊守君) 現在の各省間の権限配分におきましては、通産省が、外国為替及び貿易管理法に基づきまして割り当ての権限を持ておるわけでございます。農林省にも十分協議をしていただいておりますし、実情を申し上げますれば、需給計画をあるいは需給推算を農林省の方でいたしました、農林省から、この程度の輸入をす

るのが適當ではないかというような下話もした上で、決定をいたしておりますので、特に両者の間で調整が困難だというようなことは、これまでのところはなくしてきておるわけでございます。

なお、先ほど協議と申しましたけれども、訂正させていただきますが、割り当て量を決めます場合には、農林大臣の同意ということになっておりますので、両省が合意をしなければ決まらないというような運用になっております。法律上はそうでございますけれども、事実上は十分協議をして調整をとりながらやっておりますわけでございます。

○神沢浄君 協議であろうと、同意であらうと、私は、大体主従の関係が根本的に間違っちゃっているんじゃないかと思うんですよ。もちろん、それは、その貿易の問題、あるいは消費者の問題いろいろありますからね。これは、農林省の方が一つの方針を持って、通産省に協議を求めるところが受け身ですね、農林省の方が権限は通産省の方が持っておいて、そして農林省の方が何か協議を求められて大臣が同意をしなければ、というふうな、これはそのチェックの機能はあるでしょうけれども、それは理論的にも間違っている。こんなものを残してこの制度を幾ら改善していったら、私は、そこにやっぱりどうしたって大きな穴があいていて、なかなかその問題は最後まで残っちゃうんじゃないかというふうな気がしてならないわけなんです。

これ大臣にちょっと伺いしておきたいですけれども、もちろん貿易の関係もあり、消費者価格の問題もあり、それはわかります、政治という全体の視野から言って、仮にも冒頭お尋ねをしたように、いま日本が直面しているこの食糧、農業の問題という点から、ここで本気に日本の農業の再建を図っていかうという、こういう見地に立てば、私は、この問題一つ取り上げてみても、やっぱり主従の関係は、これはこどもでも正をしなければ、やっぱり農林省が主の立場に立って、必要な協議は、こちらから通産

省に行うという、こういう姿勢に直さなければ、私は、理論的にこれは間違いだという考えるんですが、そういう考え方に対する大臣の御見解を承りたい、こう思うんですが。

○國務大臣(安倍晋太郎君) 牛肉の輸入につきましては、これは、わが国の畜産の振興につきましては、直接的に大きな影響を与えておるわけであります。今日までもこれが与えてきたことは事実でございます。この割り当て制度につきましては、いま主従の関係というふうなお話でございましたが、これは農林大臣の同意を得ることになっておりますし、農林省と通産省と対等な立場において十分協議をして、その結果、農林大臣が同意をしなければ、この輸入の割り当てを行うことはできないわけでありまして、今日、輸入の牛肉について輸入をストップしたという見地から、畜産農家の経営の安定という見地から、私たちの考えで割り当て、いまの輸入をストップしておるので、こういうことから見ても、御理解もいただけたと思うわけでございます。割り当て制度は続いておりませんが、しかし、輸入の牛肉の大部分は、畜産振興事業団が取り扱っておるわけでございますから、そういう面につきましてはやはり農林省が、現実の面については通産省の割り当てということになります。この牛肉を扱うについては、畜産振興事業団が大部分の牛肉について扱っております。この制度自体が先生の御指摘のように、通産省ベースで進んでいくというふうには判断をしないわけでございまして、また今後、特に必要がある場合には、事業団に一元的に取り扱わせる措置を講ずることもできるわけであります。またそういうふうなことにぜひしたいとも思っております。私は、私ひは、そういう意味では、今後、畜産の振興というのは、逐次国内の食糧の自給力を高めるといいう上から見ても、非常に大きな問題でございますので、私たちは、そういう観点に立って、これを適

正に運用していけば、支障はないものと、こういうふうな考えておるわけでございます。

○神沢浄君 いまの大臣の御答弁では、かなり改める農政にふさわしいような表現も認めまして、ことに一元化の問題なんかについては、ぼくはまあ率直に評価をしたい、こう思うのですが、しかし、まだ歯切れもあんまりよくない点もあったわけでありまして、これはわかります。これはやっぱり、政府全体の中での大臣の発言のむずかしさというふうなものもよくわかるんです。というのは、実は、これは通産省から私の手元へ送ってくださった文書ですが、参議院の農水委員会でも、この畜安法の審議をしておるということにかかわりまして、特に通産省の方から送り届けられた文書です。これは、恐らくほかの委員の皆さん方のお手元などにもいってあるんじゃないかと思っております。ちょっと読みますと、「わが国の牛肉価格安定法案について」という見出しで、「本件に關して、豪州連邦貿易省高官の言と先だてで、在豪州吉田大使より、三月十七日、ついで、「記」として、「伝えられるところによれば牛肉価格安定法案の審議の過程で、牛肉の輸入に於いて畜産振興事業団が一元的に取扱うよう修正の動きがあるように承知しているが、豪政府としてはこれに重大な関心をいだいている。仮にそのようなことになれば、これまで進められてきたFEEDLOT事業や、その他の豪の牛肉業界に大きな影響を及ぼすことになり、今後日豪牛肉貿易を円滑に進める上でも問題が生じてこよう。つては本件に重大関心を有していることをお伝え願いたい。」と、こういう、これは外交上の公文書の写しなんです。私が、私はこれを見て、これはちょっと勘弁できぬ内政干渉的な内容だというふうに実は受け取りましたわけなんです。だけれど、大体オーストラリアあたりまで通報しているのか。それだってもかなりおかしい話で、参議院のあれですからね、審議はきょうやっと始まったわけであって、つい先ごろ、先週趣旨説明を聞いたにすぎません。それがもうオーストラリアの政府へ行って、そしてすぐにこんな文書で返ってくるなんというの、私は、私はこら辺にもう何といいますが、日本の農政の自主性というふうなものが、大臣が本心に攻める農政の立場に立っておやりになっても、これはもう農政にかかわる大臣の問題ではなくて、われわれが、当委員会の責任ならなさること、本心にそれこそわれわれこそ重大な決意をもって守らなければ、日本の農政なんというものは、外圧でもって、これはもうそれこそ自由に左右されてしまふ、じゅうりんをされてしまふのじゃないか、というふうな気がしてならないわけなんです。

そこで、通産省の方来ていただくように言っておきました。この文書の中のFEEDとかLOT事業とかというのは、どんなものか、ちょっとうまく説明をしていただきたいと思います。

○説明員(山本康三君) ここに書いてございますのはフィードロットと読むわけでございますが、御承知のように、豪州の牛肉は、当然に広い草原で草だけを食べて育っているわけでございまして、ところが、日本の国内では、御承知のように、土地が狭いものでございまして、濃い濃縮飼料という、まあ穀物を食べさせて飼育するわけでございまして、穀物を食べさせて育てました牛は、脂が十分乗っておりまして、草のにおいもしないというところでございまして、それで、日本が、豪州から牛肉を、年ごとにたくさん買うようになりまして、日本の市場で喜ばれるような牛をつくることは、豪州側にも必要と考えまして、特に日本向け輸出のために、最後の半年ぐらいを畜舎に入れまして、穀物を食べさせて、脂が十分乗ったような牛をつくり始めたわけでございます。それで、この牛は日本人に好まれるものですから、もっぱら日本に向けて売ることをご予定してつくったわけでございまして、昨年、日本が突然輸入をとめてしまったのですから、太らした牛のやり場にと。それで私も、昨年の夏、豪州へ参りました、話を聞きましたら、豪州人というのは、

草臭い牛でない、牛を食ったような気がしない。日本人が喜ぶような脂の乗った牛は、豪州の国内では全く食べられない、売れ先がないのである。せっかく太らした牛を一体どうしてくれるのだ、というようなことを言っており、また、特に日本向けにつくった牛のことではない。

○神沢浄君 それは、日本でもつくって貰っているのですか、日本が頼んで。

○説明員(山本康二君) 一部は、合併関係で育てているものもございしますが、それはごく少量でございまして、やはり豪州側が、牛の重要輸出市場たる日本の消費動向に合わせた牛をつくり始めた、と私も考へております。

○神沢浄君 その一部が合併で、日本の方でも関係をしてやっておるといふお話が出ましたが、その辺の説明をもうちょっと詳しくやってく

ださい。

私どもも聞いておるんですよ。日本の大手商社のプロジェクトが進んでいるというふうな、こういうようなことも私も耳にいたしているところなんですけれども、その辺どんな状況になっておるのか。

○説明員(山本康二君) 会社名はちょっと失礼さ

していただきますが、私も、必ずしも全貌をつかんでいないわけではございませんが、たとえばA商社でございまして、一九七二年四月に現地法人を共同で立てまして、日本側の出資比率四〇%ぐらいでございまして、それで現在二千頭ほど飼育中でございまして、一日にワンコンテナを目標としております。ワンコンテナというのは約九十頭のよう

でいたケースもございしますが、私どもが調べた限りでは、まだ実際に動き出しているものは非常に少数でございますし、今後の計画としても実はそれほどたくさんの方の合併企業の具体的な話はないように考へられます。

○神沢浄君 大臣、せっかくわれわれがここで

もって日本の畜産をどうしようかと——私は今度の改正法案なども率直に言って、もうちょっと前向きにということでもって修正の話などもそれぞれ委員の間でもされておることも事実なんですけれども、懸命に今日の日本の農業問題に取り組んでいるわけで、大臣だって御同僚だろうと思うのです。ところが、われわれの目に見えないような、海を越えたところで、日本向けの牛、牛肉などの生産が計画をされて、しかも日本もそれに

故かんで、そしてその結果としては、それが影響を受けるから、一元化については、重大な関心を持っておるなどという、これはまさに脅迫文書です。これじゃ私は、日本の農業なんというの

も守れるものじゃない。しかも大臣が、他の通産省などを初め、御遠慮をされながら歯切の悪いような答弁をしていなければならぬなどということでは、これはもうとても日本の農政なんというの

は成り立たぬじゃないかという感じがしてなりません。私は、山本課長にお聞きをしたいんですが——時間が無いものだから、とうとう直接の御説明は聞く機会がありませんでした、これを課長の名刺をつけて、私のところへ送り届けていただいているわけですが、これはどういう御意図で私のところへお届けいただいたのですか。

○説明員(山本康二君) これはやはり、一元化の問題というところは買手一人にしてしまいうわけ

でございます。したがって、自由主義経済社会の中では、買手が一人にしまわれるということとは、売り手にとりまして取引上非常に不利な状態に置かれると考へるのが通例でございまして、かような観点から、これはおそろく衆議院におきますいろいろな御議論を豪州政府が、在日大使館

を通じて情報として入手した上の判断だろうと思

います。が、やはり買手一人にしまわれることは非常に売り手としても重大な関心を持つてい

る。で、そういうことを言ってきた、と私どもは考へております。

○神沢浄君 それはまあ豪州政府が重大な関心を持

っているというところまでは、これはやむを得ません。しかし、それを課長がわざわざ私のところへ届けてくれたというのには、これは率直に言っ

て、この委員会の審議の上には、これだけの影響を期待をするから、そうでしょう。そうでなきゃそんな必要のないことだ。その点を聞きたい。

○説明員(山本康二君) 私ども、本来はお目にか

かりまして、一元化について、国際的にもいろいろ問題がございまして、というのを申し上げたかったんでございまして、事前の時間もござい

ましたので、諸外国がどのような関心を持っているかという、私どもが、諸外国が持つ恐れがありまして申し上げるよりは、現実にはこうい

うことを言ってきた。したがって、諸外国がかりの関心を現実的に示しておるといふことの例証のために御参考までに差し上げたものでござい

ます。

○川村清一君 関連してちょっと山本課長にお尋

ねしますが、私ども神沢委員とともに社会党の本農水委員会の理事なんです。で、北海道へ行っ

ておりました、きのう実は昼に帰ってきたんです。本日、農水委員会がございまして、畜安法がどう

なっているかというちょっと気がかりの点もあつたので、こちらへ来ましてすぐ神沢委員に連絡し

まして、昼過ぎ神沢委員の部屋へ参りました。いろいろ、この前の委員会欠席したものですから事情等お聞きしたわけなんです。そのときに、神沢委員から、このあなたが神沢委員に渡された文書、しかもこれ名刺がついていてね、「輸入課長、山本康二、ちゃんと判まで押してある。」「御目通りの上、説明申し上げたく存じます。」とちゃんと書いてある。これは全委員にわたってなくて神沢委員にだけ来たということは、神沢委員がこの

でございます。

○神沢清君 まあ課長ばかりいじめてもしようがないけれどもね。これは課長の発想ですか。それとも局長が大臣あたりから指示の出たものですか。

○説明員(山本康二君) 全く私の発想でございますし、私の責任でございます。

○神沢清君 それは、答弁は、そう言わざるを得ぬでしょうが、大臣もお聞きになっておるようにな、とにかく私は、このまあ制度の問題について、外圧というか、外部情勢というか、大体いまままで日本の農業の弱さというものの一つのあらわれなんでしょうけれどもね。

〔委員長退席、理事高橋雄之助君首座〕

そういうような現実の情勢というものがあつたわけですから、それをとにかくはねのけていかなければ、私は、本当に日本の農政の一本立ちなんではないことはきぬのじやないかと思うのです。幾らごりばな法律をつくり、制度をつくつてみたところで、現実の問題としては、ほとんどやっぱりその制度が生かれないやうなことになる。いまこいうような感じを強く受けたわけでありまして、大体それは一元化してやつたところでもって、別に輸入をしないというわけじゃないんだから一向に差し支えないじゃないですか、そんなことね。それを、こいういうことを言つたりされるというやうなところに、どうしても私は、何か割り切れない問題が残るやうな気がしてならないのです。日本に輸入をしないと言つてゐるんじやないんだから。ただ、畜産を守るために、価格制度を生かすために、やはり輸入については、これはもう一元的にやるといふことでなく、日本の農業が守れないという見地からの考え方なんだから、輸入しないなんていうわけからぬことを言つてゐるわけじゃないわけですから、それをこいうとんとん圧力がかかってくるというところか、私にはわからない。わからないというところか、むしろそういう情勢が、これは日本の農業

をゆがめていってしまうんじゃないかという点で、それこそ心配になつてならない点なんです。ここをひとつ一緒にしてはねのけようじゃないですか。私は、大臣にその御見解をお聞きしたいと思ひます。

○國務大臣(安倍晋太郎君) 外国の牛肉の輸出が、現在行われている畜安法の審議につきましても非常に重大な関心を持っており、また注目をしておることは、これは事実であらうと思ひます。また私のところにも、外国の代表の方々から、こもこも牛肉の輸出の再会を急いでほしいという要請がしばしばあるわけでありまして、また、ガットの会議等におきましても、わが国に対する厳しい批判というものが行われておることも事実でございます。まして、こいうふうには、相当、牛肉の輸入をめぐりまして外国側としては、輸出側としては、いろいろの角度からわが国の情勢をキヤッチするたに動いておられるわけであらうと思ひますが、これは、外国は外国の、輸出国としてのあり方としてはわからぬことではないわけでございますが、しかし、まあわれわれとしては、外国の牛肉よりはわが国の牛肉が大事でございますし、現在私は、この価格安定制度をつくり、さらにまた畜産の飼料基盤を強化することによって、今日まさに岐路に立つておるこの牛肉生産というものを、これからの食糧自給という大きな農政の課題の中にあつて、何としてもこの際ひとつ進めていきたいというふうな熱情を持って今日までも行政に取り組んでおるわけでございますし、こいういうふうな態度でまあやはり牛肉の価格安定制度というものが一日も早くこの国会でひとつ御審議の上、確立をしていただきたいと思つてございしますし、また輸入に当たつてのあり方としては、ここにおける国会の御審議というものも十分配慮するといひます。十分御審議の上になつてわれわれとしては行政を進めていかなきゃならぬ。こいう中であつて、先ほどからも申し上げましたやうに、やはり牛肉輸入については秩序のある輸入といひのはどうしても必要でございますし、これが

わが国の畜産の振興を妨げ、あるいは農家の経営の安定を阻害するといふやうなことになるのはこれはまかりならぬわけでございますから、この輸入の秩序の確立のためには今後とも全力を注いでいかなければならぬ。こいういうふうな考へておるわけでございます。まあ先ほどからも申し上げましたやうに、輸入割り当て制度の中におきましても、やはり平常時においては大半の牛肉の取り扱いは畜産事業団が行うわけでありまして、特に必要がある場合には、今後は一元的にこれを取り扱わせるといふことも十分これは考へていかなければならぬ問題であるし、また、これも措置として講ずることは必要であると、私はこいうふうな判断をいたしておるわけでございます。いづれにいたしましても、この輸入の問題、輸入のあり方によって畜産の振興が阻害されてはいけない、こいう基本的な考え方から行政を進めてまいりたいと思つてございします。

ますれば、輸入物につきまして隔離する場合、事業団が買い上げをするとか、あるいは国内物を買い上げすることによって隔離する。これは同じ効果だと思ひますので、事業団が買い入れをするといふこの制度によりまして、実際上は、輸入物につきましては、契約によって入ってくるものは買い上げしなくても、国内物を直接買い入れすることによって同じやうな効果が出るのではないかとこいうふうな考へております。

○神沢清君 いずれにしても、後は買い上げでもするよりほかにコントロールする方法はない、かなりその辺に盲点が存在しておると、こいう思ふんです。

そこで、時間の関係がありますから、もう一点だけお聞きして青井先生の方にバトンタッチいたしますが、いま畜産団体なんか非常に危惧をしておりますのは、現状では輸入を停止をしてゐるわけなんですけれども、どうも何か政府は、また輸入再開の考へ方というやうなものを持ち始めてゐるんじゃないか、こいうやうな点を非常に苦にしておるやうであります。私は、こいうやうな、まだその時期も条件もないといふやうな判断をするんですけれども、この機会にお聞きしておきたいんです。そんな考へ方というものが果たして政府にあるのかどうか。

○國務大臣(安倍晋太郎君) 先ほど申し上げましたやうに、外国の牛肉の輸出再開からは、しばしば私に對しましても、牛肉の輸出の再開を要請をしてきておるわけでございますが、私といたしましては、今日のわが国における畜産情勢から見まして、当分の間は、一般枠についてはこれを認める考へはないといふことをはっきり申し上げておるわけでございますし、私の考へは、今日に至つても変わらないわけでございます。

○青井政美君 農林大臣にお尋ねをいたしたいのでございますが、先ほど神沢先生からいろいろ基本的な問題について御質疑もございました。一部ダブルというやうなこともなろうかと思つたのでございますが、特に畜産政策の基本の問題と畜産

物の価格安定法の運用の問題点、この二つを重要な問題点としてお尋ねをいたしたいと思うのでございます。

その前提で考えてみますときに、

〔理事高橋雄之助君退席、委員長着席〕

きょうの日本経済新聞にも、農林省の案といいますが、そういう状況で、この三十一日に決められようとする安定法の価格に対する想定の問題点等が掲載されておるのでございまして、この問題は、まだこれから議論をし検討をしなくちゃならない問題ですが、何か早く結論を見出しおるといふ状況になっている。大臣は、これについてどのような所見を持っておいでになるのか。あるいはまた、そういう問題が、畜産政策の基本に触れてくるということになるのじゃないかということでございますし、先ほど来お話がございましたように、安定法そのものの運用の中に、今回牛を入れるという意味におきましては私も非常に、おくればせでございまして、やはり畜産農家のために喜ぶべき現象だと思っております。

御承知のように、牛を飼ひ、豚を飼ひ、そうして鶏を飼っているという農家全体が、まだそれぞれ分業的な性格を持っています、現状の価格の中では、いろいろな問題点はあるかと思ひますが、将来プロイラーというものを、安定法の中で考えるという余地があるのか、あるいはまたそういう問題が基本政策とのからみ合いの中でどのようなことを考えておいでなのか、やはりこの問題を基本的な考えとしていたいただきたい。また、そういう意味における大臣の御答弁をいただきたいと思ひのでございます。

○国務大臣(安倍晋太郎君) いま青井先生の御質問によりますと、新聞等にいろいろともうすでにその内容が出ておるといふふうなお話でございしますが、実はまだ、農林省といたしましては、畜産審議会に諮問をいたしまして、目下審議会の方で審議をいたしておる段階でございまして、恐らく新聞記事等は推測記事であらうと思ひわけでございます。また農林省としての考え方とい

ますか、方針を、具体的な措置をはっきり決めておる段階ではないわけでございます。価格政策につきましましては、いまおっしゃいますように、これからの畜産農家の経営の安定を図っていく上においても非常に大きな要素になるわけでございますから、今回、牛肉を指定食肉にお願いをいたしておるのもそのためでございます。全体的には、畜産を振興するにあたりましては、生産対策を充実するとともに、この価格対策につきましてもこれを充実、強化していくということは、私どもも根本的にこれを進めていきたいと、こういうふうな考えに立っておるわけでございます。

それからプロイラーにつきましましては、御意見はよくわかるわけでございますが、まだ市場取引に基づくところの価格形成が行われてないというふうな現状の姿から見まして、直ちにこれに価格制度を導入していくというところは困難ではないかと、こういうふうには私は判断をいたしておるわけでありまして。

○青井政美君 畜産政策全体の問題の中で、先ほど来お話がございましたように、日本の畜産農家を育てていくという見解でございしますならば、やはり生産目標をまず示すべきじゃないか、畜種別にすべてのものに生産目標を示すべきじゃないか、また、それに関連してやはり価格の目標も大体考えていくべきじゃないか。過去における農産物価格安定法の運用の中では、私に言わしますならば、やはり後手後手におくれてきておるといふことで、経済の動向と安定法の運用によりまして価格のけじめというものは非常におくれてまいってきておるといふことが言えるのじゃないかと思ひのでございまして、やはり畜産農家にも、再生産を保障するという環境と条件を行政的に育てていくために、この安定法というものの一つの目標を置いて努力してまいってまいります、結果としては、やはり足りないという現実が、今日の豚の場合におきましても、卵の場合におきましても、あるいは乳価の場合におきましても、皆そういう現象があると思ひのでございます。また、現状の

物価高の中で、先般の新聞はそういう論調だといふことならば、私は、了承をするにやぶさかでございます。今日、物価高の中で、農業の、特に畜産物の再生産というものが非常に困難な状況でございまして、ほとんどの農家が、やめようか、という厳しい現実、状態で今後の農産物価格安定政策の中で、少なくともこれを救済のできるというのなら、国際価格による基本的な問題点等の中で、畜産政策そのものの、そのような目標が、年次別に示されなければ、今後、畜産を飼育し、国民経済に協力できるという、動物的なたん白質の供給という問題には、私は、非常に大きな障害があるのじゃないかということが第一点に考えられます。

いま一つの問題は、農林・産物の統計の問題でございます。この問題は、やはり、現在もそれぞれの立場で御努力をいたしておると思ひのでございます。しかしながら、いつの場合も生産費を賭うという統計調査の指数というものは、常に農林省ががけんをせられておるのか、そのまま出ておるのかという問題点等におきまして、非常に大きな問題が出てまいるわけでございます。畜産農家といたしますならば、やはり生産から最終消費までの間には、かなり長い時間をかけて飼育をし、そうして、それに生活がかかっているわけでございます。昔のように牛一頭か二頭か飼って、米をつくり、野菜をつくりする、という農業もございします。また、専門的な農業もございします。畜産農家としての専門家もございします。こういった問題が、統計の上におきます数字全体の中で考えられますときには、非常に大きな問題は、問題が出てまいります。そうして生産費調査が、農林省の統計調査部の調査と、われわれ民間団体が調査されたものが、いつのときにも、いつの場合にも問題が残る。それが結果として、価格の決定に大きな作用をいたしておるということでございます。この問題は、やはり、それぞれの団体が、それぞれ立場から政府に要請を申し上げてまいっておるわけでございますが、一向に改まらない。改まらない

い根拠の中に、やはり生産者団体が要請する生産費の調査と、農林省の統計調査部における調査部の間に費用の誤差が出てまいっているのが一つの問題じゃないか、ということが考えられます。やはり、現実に近い生産費というものが基準として考えられますときには、さらに国際価格との関連において、もう一つ大きな問題が残るうかと思ひのでございまして、日本の畜産を守り、日本の畜産農家を守ろうという前提に立ちますならば、やはりそういう意味におきまする親心というものが、政治の場でも、また、運用の中でも考えなければならぬのじゃないかと思ひのでございまして、どうかそういう問題についての御意見を伺いたい。

○国務大臣(安倍晋太郎君) 畜産物につきましましては、その消費の面から見ますと、やはりこれから生活水準の向上、あるいはまた人口の増大等から判断をいたしまして、これは今後増大をしていくというふうな判断をいたしておるわけでありまして、そうした消費に对应いたしまして、生産を拡大をしていかなければならぬわけでございます。現在、農政審議会に諮問をいたしておる農作物の需要と生産の長期目標につきましても、その中であって、畜産物のそうした消費動向等も踏まえての生産目標を打ち出し、農林省としての方向を打ち出して、六十年を目標にいたしました生産の農作物種目別の、農畜産物の種目別の生産目標を提示をいたしまして、御批判をお願いをいたしておるわけでございますが、価格につきましましては、これはやはり全体的に再生産が確保されるということがやはり最も大事なわけでございます。そうして再生産を確保していくという中にあって、そのときの生産、流通の情勢だとか、あるいは物価、賃金というものを十分配慮した上に立った価格が適正に決定をされなければならぬ、こういうことであらうと思ひわけでありまして、生産目標とともに価格についても長期目標をつくれと言われるわけでありまして、この点は、そのときときによって生産の状況というのにも変わ

てくるわけですし、あるいは賃金、物価の動向も変わってくるわけですから、これはなかなか私は、長期目標として打ち出すことは困難であろうと思いますが、しかし再生産を確保するという大前提のもとに——価格が、農家の再生産が確保されるような形で形成されるものは、当然強く打ち出す、こういうふうな思いであります。そういう意味において価格制度の充実等もさらに図っていきたく思うわけでありまして、

それから、お話をいただきました統計調査につきましては、農林省といたしまして、年々これが充実し努めて今日まで来ておるわけでございす。ただ、この新しい価格制度で賄足いたします牛につきましては、生産費等につきまして、まだまだ不十分な点があるわけで、この点はたいに今後整備をしていかなければならぬと思ひますが、全体の農作物の統計調査等も充実はしておるわけでございす。さらに今後とも、いろいろと御批判もあるわけでございす。それから、そういう点は十分踏まえて今後ひとつさらに拡大、強化をしていきたく、こういうふうな考えているわけでありまして、

○青井政美君 ただいま大臣から御答弁いただいたのでございす。何と申しまして、やはり価格形成が農家生活の基本になろうと思ひます。したがしまして、それをしっかりと年次別に示すということの困難性の問題は十分私も承知いたします。しかしながら、少なくともやはり再生産を保障するという前提を考えてみますならば、こういう価格が、希望目標価格として想定されるものは、特に畜産別にできるのじゃないかと私は思ふのでございまして、確かに国際価格その他等々をプールするという姿なり、あるいはモデル農家をよく調査することによって私は、再生産の最小限度の目標というものはできるのじゃないか。過去における新農村計画なり農業基本法の運用の問題の中でも、生産目標を示したが、価格目標を示さなかつたことによる農家の大きな苦しみというものを今日考えてみますときに、新しい状況の中

で再生産確保という状況は——何と申しまして、価格に対する目標というものが示せる行政こそ、今日これ以上のものはないということが考えられるのじゃないかと思ふのでございまして、御答弁は要りませんが、この問題については、今後のいわゆる畜産行政の中で、特に御配慮を賜りたいというふうな思ふのでございまして、

それから、先ほど調査部の統計資料云々ということをお願いしたことが、私は、特に畜産物に対するものもろの問題点が現状の姿の中では用を足していないのじゃないか。先ほど来お話がございまして、プロイラーというものが市場形成をなされていなくて、流通は現実には市場形成をなされていなくて、非常に安くなり、非常に値が高くなり、非常に不安定な状況の中に、農林省のあるいは統計調査部の畜産物価格万般の問題に対する調査というものが緊急の私には、要務であるというふうな思ふのでございまして、そういう意味で、特に畜産に対する統計調査というものが人的な拡充も要るでしょうし、経費の投入も要るでしょうが生産費というものを上におきましてこの問題が大きな今後の課題になる。将来いわれる価格安定政策を推進してまいる上におきましても、農林省が自信を持って進められるという問題は、この資料に基づく議論が、団体であるいは生産者等との議論の中に一番大きな問題であるというふうな私には思ふのでございまして、よろしくお願ひをいたしたいと思ふのでございす。

○國務大臣(安倍晋太郎君) いま御指摘がございました点は、それぞれごもっともなところでございまして、これからの価格政策を推進していく場合においても、算定方式の算定の基礎になるのは生産費でございまして、その生産費につきましましては、やっぱり客観的に科学的に調査がなされなければならぬわけでありまして、おっしゃるように、統計調査部の充実ということについては力を尽くしていきたいと思ふのでございす。

す。○青井政美君 牛肉の輸入の問題でございす。先ほど来神沢先生とのお話の中で、通産省の行政と農林省とあるいは畜産事業団というふうなお話をせられておたのでございす。私は、経済的な効率性を考えますときに、やはり小さい素牛を輸入して日本の農家で肥育する、そういう素牛を生産費として賄うということ。こういう問題を、もう一度このような状況の中で、農林省としては考えてみる用意があるのか伺いたいと思ひます。

○政府委員(澤邊守君) 子牛を導入いたしました、わが国において肥育をすることによって、牛肉生産を拡大するというのは一つの考え方です。いまして、農林省といたしましては、現在、関税割り当て制度で四十九年につきましては、一万五千頭以内は無税というところで、輸入しやすくなる措置もとっておるわけでございす。御承知のように昨年、牛肉価格が非常に低落いたしましたので、現在は、四十九年は一万五千頭の無税の割り当て枠を決めましたけれども、実際には輸入いたしておりません。今年度もさしたりはまだ輸入すべき時期ではないと思つておりますが、将来の問題といたしましては、国内資源だけでは十分な面がございすので、海外から安い子牛を導入いたしまして、それを肥育して付加価値を国内でつけて、牛肉の一種の国内生産にもなるわけにございすので、増大を図っていくということでは、牛肉価格が安定してまいりますれば再開はしてしかるべきではないかというふうに考えております。

なお、現在、関税割り当て制度でやっていると申しましたけれども、国内の子牛生産者に対する影響という面ももちろんございすので、現在は全国的な生産者団体のみの割り当てをしておるということによりまして、国内の子牛の生産者に対して悪影響のないように、不安を持たないような方法で実施をすることにいたしております。○青井政美君 前向きで御考慮をいただくことは

大変結構だと思ふのでございす。いままでの試験輸入をいたしました経過の中を反省をいたしてみますときに、やはり防疫体制の受け入れの準備その他等がまだ政府当局においてなされておることが非常に少ない。ある意味において、無論団体とあるいは政府によることで結構だと思ひますが、もう少し諸外国の病気の問題、防疫の輸入体制の簡素化の問題、こういった問題をより積極的に取り扱ひを願わなければ、この問題の成功なり、消費者に対する安い牛を出そうという場合の考え方、あるいは生産者との調整の問題としては、私は問題が残ると思ふのでございまして、どうか前向きな考え方での問題を考えていただきたく思ふのでございす。

次には、ひとつ畜安法の今後の価格の決定についてでございす。先ほど来、新聞の問題につきましては別に云々という問題がございす。この問題もやはり生産費の所得補償が生まれるということを前提で考えますときに、それぞ農業者諸団体からも新しい本年の価格形成上におきまする要請というものがあるわけでございす。また、そのなされておる要項については、それぞれ大臣御関係の方々も皆さん御承知だと思ふのでございす。が、少なくとも、やはり生産費を補償するという前提に立ちますならば、非常に陳情の要旨のすべての価格が、たとえば原料乳の問題、豚の問題、あるいは牛が加わるという状況の中では、乳牛の雄の問題、去勢の和牛の問題というように、それぞれの問題がなされるわけにございまして、本日の時点での議論は、あるいは加工原料乳という問題とあるいは豚だけの問題になろうかとは思ひますが、やはり生産費を補償するということにおいてそれぞれ要請申し上げておりますが、これに対する見解を伺いたいと思ひます。

○國務大臣(安倍晋太郎君) 現在、農作物で、畜産物で大体七割程度が価格制度の対象になっておるわけでございす。この価格制度は農作物、畜産物ごとにそれぞれ異なっておるわけに

ざいます。これは、農作物、畜産物のそれぞれの商品の特性であるとか、あるいは流通事情等も背景にいたしますので、これを一律に生産費補償方式というふうなやり方をすることは私はなじまないというふうな考え方をするわけではございません。まあ、現在畜産審議会におきまして、乳価であるとかあるいは豚価につきましては、今日の価格制度のもとにおいて再生産が確保されるという基本的な姿勢の中で御議論をいただいておりますわけでございますが、牛肉につきましては、これは何としても新しい制度でございまして、牛肉については、一度生産が縮小すると、これを拡大するというのはなかなか困難であるという情勢等も十分踏まえて慎重に価格制度を決めていかなければならぬわけでございます。現在、学識経験者等のいろいろと御意見も聞いて、その算定方式につきましても検討を進めておるわけでございます。現在の生産状況あるいは価格等の需給事情を十分考慮いたしまして、再生産を確保するという立場に立って、畜産審議会の意見も聞きましてこれは決定をいたしたいと、こういうふうな考えをおるわけでございます。

○青井政美君 先ほど来、神沢先生と御議論があつたわけでございますが、国民全体から見ますと、やはり牛肉の消費というものと生産というものが合わないというところは、私も十分理解できるところでございますが、やはりいろいろな立場で物を入れるというところに一つの誤解もあり不信感も出てくるというところでございます。まして、少なくとも、畜産事業団が農林大臣の所管の中で、よりうまく運用ができるものなら、やはり一元化するという状況の中で今後の運営をしていくという意味において、通産省その他それぞれの関係の方面等については積極的に了解を得られるような状況で、問題を進めていこうというお考えがあるかないか、お伺いしたいと思うのでございます。

○國務大臣(安倍晋太郎君) この一元化輸入の問題につきましましては、衆議院の委員会におきましても御議論がございまして、委員会の大多数の方々からも非常に強い意見が示されたわけでございます。また、本委員会におきましても、この一元化につきましても、先ほどから神沢先生を初めとして、積極的な御意見が出されておるわけでございますが、私は、先ほどから申し上げましたように、これからの畜産農家の経営が安定をし、畜産が振興されるという基本的な考え方に立ってこの問題も処理していくべきである、というふうな考え方を持っておるわけでございます。で、私は、現実、今日の制度の中であつて、割り当て制度というものはありますけれども、しかし、畜産振興事業団が、大部分を一般時においても取り扱うことができないということにもなっておりますし、また、特に必要がある場合は、これ一元的に輸入をする、あるいは輸入を取り扱わせる、輸入肉について取り扱ひをするということが、これは可能であるというふうな考えをしておりますので、この制度を適切に運用すれば、私は、牛肉についての今後の畜産の振興、あるいは農家の安定という面から支障はないものと、こういうふうには考えてはおるわけでございます。

○青井政美君 次は、畜産の需給の問題でございます。いわゆる国際価格というものが、あるいはすべての指標の中で形成されます価格をいろいろ考えてみますときに、非常に安い条件と環境がございまして、多く輸入するということも結構だと思ひます。国内価格に影響のないような方法をとるためには、私は、政府が生産者団体において、長期的なやはり調整保管という姿の中で、消費者にも安心をさせ、価格形成上においても公正な問題が起らないような措置を、私は、この段階においては考えていくべきじゃないかというふうな思ひでございます。一部いままで部分的に皆さん方の御配慮で御努力せられた試験的な結果もあるわけでございますが、やはりそういう内容の中にも、実態に触れて問題を考えなければならぬのじゃないかというのを思ふのでございまして、まず基本的に、調整保管をやる用意があるのかないのか、その点をお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(澤邊守君) いま御審議をいただいております改正法案の中におきまします調整保管につきましては、生産者団体が農林大臣の認定を受けまして、販売計画または調整保管の計画をつくりまして、価格が下がるような場合には保管をする。そういうものにつきましては、事業団を買入れする場合に優先的に、生産者が保管をしたものを買入れるというふうな仕組みを豚肉と同様にすることになっております。これが一つ法律の中にある調整保管の制度でございますが、なお、この経費につきましては、買入れの際に適正な価格を決めますので、生産者の負担にならないようにするということになるわけでございます。

それから、お尋ねの御趣旨は、事業団自身が調整保管をするのか、というふうなお尋ねでございますが、われわれといたしましては、需給の将来の見通しと、短期の見通しというものをできるだけの確にやりまして、輸入の割り当て枠を決め、それから輸入の時期別あるいは数量ごとの決定をしていく必要がある。その意味では、きめ細かい割り当て、それから輸入の実施ということによりまして、輸入したものが余りだぶつて価格が低落するとか、あるいは不足で価格が上がるということのないようにしたいと思ひますけれども、これは理想でございます。実際には輸入した場合に、価格が弱いというときには、放出するというのは事業団の場合に適切でないという判断をいたしますれば、事業団が保管をしておきまして、価格が回復したときに放出をするというふうな運用はできるだけしたいと思っております。

そういう調整保管というのは、コストがかなり高くなります。われわれとしてはできるだけ安いというところは、やらなくて済むような、うまい適切な輸入量の決定、輸入時期の決定をやるべきだと思ひますけれども、これはなかなか理想どおりにはいまいせんので、そういう場合には調整保管をやるということとは、当然あり得ることでございますので、国内市況に悪影響のある場合には、事業団が保管をするということにいたしたいと考えております。

○青井政美君 いままでのテストケースとしての調整保管の関係におきましては、いろいろ事業団がやられ、生産者団体がやられる。そういった場合のお買い上げの対象の中に中間経費を圧縮して買ひ上げるといふ状況があつたやに伺つております。そのことは、生産者団体も、より農民のために努力していこうということでございまして、やはり保管なり倉敷料なり金利の問題なり、実際に御調査せられて、必要があつたものは、やはりそういう経費としての買ひ上げの対象の中で措置ができるようなことを考えなければ、ただ単に入庫したときの単価、それと販売単価との差額だけで何とかまかなえというところは、やはりやるほどいづれかの生産者団体がめんどろを見なくちゃならないという状況になり、そういうことでございまして、国のせつ々かの配慮というものが途中で挫折するといふ状況になると思ひますのでございまして、この問題はやはり運用の問題でございまして、将来の課題として、農林省の方で御配慮を願ひたいということをお願いしておきたいのでございまして。

次に、液卵の問題についてお伺いします。これは、いままでいろいろな変遷をしまして今日まで出てまいりました。今日では非常に卵価も高いという状況でございますが、御承知のように、新しく法律的な諸手続の中で、今後運営してまいるといふ状況の中を考えると、いまの価格が推移するならば何の心配もないかもわかりませんが、価格が高くなり安くなり、そして買ひ上げの対象にならなければならぬときには、金がない。運用益の金利の差というふうなものは、ど

うにもできないという状況が将来の問題として考へられるのじゃないかということを考えますときに、やはりこの場合の在庫が多くと、そういう現象が起こるときには、やはり資金的な配慮をして買入れをするという用意があるかないかという事でござります。

○政府委員(澤邊守君) 卵の価格の安定のためには、現在民間におきます卵価安定基金が二つございまして、五十年からは現在御審議いただいております予算におきまして、積立金といいますが積み立て補てんをするわけでござりますが、積立金の一部に對しまして助成をする。直接的には補てん財源の一部を助成をするということでござりますが、実質的には積立金の一部助成というのに近いわけでござりますが、そういうようなやり方で、現在の卵価安定基金の機能を強化するという事を考えております。

それからさらに、従来からござりますが、液卵公社というものができておまして、これが民間の補てん事業と関連させながら運用しておるわけでござりますが、一定価格以下に下がる場合には買入れをする、そうして調整保管をすることにによりまして市場から隔離をする、それによって価格の回復を促進するという事を目的としたしまして、現在設立され運用をされておるわけであります。これに對しまして畜産振興事業団から出資をいたしております。民間の出資とあわせて畜産振興事業団がかなりの出資をいたしてござります。これの運用を通じて卵価が下がります場合に補てんをすることとあわせて、卵価自体が下がらないような底支えをするという機能を持たせておるわけでござります。実際の運用をいたしましては、昨年のように、えさの価格が非常に上がったにかかわらず、卵価はかなりコストをカバーするだけの価格を実現しなかったという点で低卵価と。水準そのものは前年に比べて低いわけじゃございませぬけれども、コストから見ると非常に低かったということで、生産者は非常に困

たわけでござります。その際の価格安定基金の補てん機能、それから液卵公社の買入れ機能は、ああいう乱調のときには十分發揮できなくて、いろいろ増資をしたり、融資に對します利子補給をするとかいうことでてこ入れはいたしましたけれども、必ずしも十分に機能しなかったという面はわれわれも率直に認めざるを得ないと思ひます。

したがいまして、先ほど申し上げたように、五十年からの卵価安定基金に對する国の助成を契機といたしまして、安定基金に加入する農家は、計画生産に協力をしていただくという事を条件にいたしまして、需要に見合った計画的な生産といたしますか、あるいは生産調整といひますか、そういうことを履行することを条件にして、国の助成に基づく補てんをしていただくという事なことに、今後卵価の安定を図っていききたいというように考えておるわけでござります。

なお、調整保管につきましては、液卵公社とあわせまして生産者団体が行うものにつきましても畜産振興事業団を通じて助成をいたしてござりますので、これら三つぐらいのいろんな対策を現在持っておるわけでござりますが、これらの組み合わせをうまくやりまして、卵価の安定を図っていききたいというように考えております。

○青井政美君 いろいろお尋ねしたいこともあるんですが、時間の関係もあるようでござりますから、最後に、流通の問題について、やはり畜産全体を通じての問題点としてこの際、御提議を申し上げておきたいと思うのでござります。

何と申しまして、やはり生産者と消費者とを、より効率的に結ぶためには、流通機構の整備という問題が、やはり金利の問題、倉敷料の問題、あるいは場所別におきます問題点等もござりますので、そういう問題が今後の配慮の中で、特にお考えをいただきたいというふうに思うのでござります。

それから、先ほど申し上げましたように、やは

り仕事を進めてまいります上におきます事業団と、そうして一般の運用上の問題点等がやはりそれぞれの問題の中で、私はたくさん問題が残されておると思うのでござります。いわゆる畜産事業団の運営の中に、消費者のためのか、生産者のためのか、あるいは国民全体のための合議なのかという問題にも、一件ごとに私は使命感が違ふと思うんです。そういう問題についてやはりPRしながら、理解しながら問題を進めなくちゃならないと思うのでござります。先ほど来お話がございましたように、液卵のトラブルの問題にいたしましても、やはりよりPRすること、政府は、あるいは自主調整をしておるときにより輸入を入れるという姿で、価格形成上に非常に不利なものが起こされてきておる、という現実の問題を理解せられて、やはり生産がうまくいけるように御配慮をお願いしたいと思うのでござります。

それから、当初から若干お話を申し上げようと思ひながら失念いたしました。私は、第一次産業は、第二次産業とは違つて金融対策というものを講じてしかるべきじゃないか。先進工業国の関係の中では、やはり国民の食糧を需給するのだから、特に第一次産業の生産コストに大きく影響をするという事を考えるときに、一般金融ベースよりは半分以下だというふうな状況で、オランダなりドイツなりが政策的なものを展開をしておるわけでございまして、これだけの狭い、非常に条件の悪い日本の農業が發展をするためには、やはり農業に對する金利というものが第二次産業の金利と、政策的な問題はたくさんござりますが、まだまだこの問題では、現状の日本の農業を救う金利対策というものから見ますならば、非常に遠いものがあると思うのでござります。そういう意味におきます今後の問題につきましては、特にやはり価格安定法の中で生産者の要求する価格に足りないという状況の中では、やはり生産のコストダウンという問題の中に、金利というものが非常に大きなウェイトを持てまいらうというこ

とでございまして、このことは先ほど来申し上げましたように、生産費調査というものを綿密に行うことによって、その利子の負担がやはり生産物の価格の中にどのような影響があるかということもはっきりと私は、出てまいらうというふうに思うのでございまして、どうかそういう問題を十分御検討いただきまして、今回の特に畜産物安定法の動向、価格決定に、日本農業新聞に出ておるように、圧縮するんだ、低価格政策のために圧縮するんだというふうないわゆる価格が新聞に出ることのないような状況というものを特に考えていただきたい。

ある人は、私どもにこのようなことを言っていました。まあ事務的には一応こういう姿で出るが、あとはまた、政治加算というものがあつてしよう、と、こういうふうな物の考え方をいたしておりました。これは農業の構造政策なり価格政策とやはり相ともに関連をする私は、問題になると思ふのでございまして、少なくとも、やはり法に基づいて出るといふ価格が最大限のものでなければならぬというところが、今日の価格動向の中で、おそらく統計指標の中でも私は、出てこなければならぬという事を考えておるのでございまして、そういう意味におきまして、特に中間流通対策というものの考え方という問題と、先ほど来申し上げました調整保管の考え方をより積極的に進めることによって、価格政策なり農家が安心して物をつくるという上において私は、問題が前進し發展するんじゃないかというふうに思うのでございまして、この二つの問題を特に御配慮をいただいて、今後の農業振興のために御苦勞をいただきたいと思ふのでござります。

○國務大臣(安倍晋太郎君) 食肉の流通機構の整備につきましては、ごもっともなことでございまして、これに對しましては、昭和三十五年からは第一次五カ年計画、四十年からは第二次五カ年計画で実施してきまして、さらに四十七年度から第三次五カ年計画を立てて、対象とする約三百六十カ所の家畜市場を四十カ所程度に再編整備をして合

理的な取引の実施ができるように現在助成を行ってあるところがございます。また、食肉につきましては、需給の規模の拡大に対処して、従来から食肉センター、食肉中央卸売市場の整備に努めておるわけでございますが、四十七年度からはカット肉まで加工し得る大規模の基幹食肉センターの設置を助成するとともに、食肉処理の集約化によって流通経費の削減を図るため、主要な消費地で包装食肉を集中的に製造する施設の設定等に対しても助成をいたしておるわけでございまして、さらに今後食肉の流通体系を総合的に再編整備するために、五十年年度予算に総合食肉流通体系整備促進事業及び消費地大規模冷蔵施設設置事業につきまして助成を行うべく計上もいたしておるわけでございます。

また、金融面についての配慮につきましては、確かに農家の資本整備、あるいはまた経営の近代化を図るための必要な資金につきましては、農林漁業金融公庫の資金あるいは農業近代化資金等の制度を設けて、これまでも融資枠を拡大するとともに貸付限度額の引き上げ、貸付対象の拡大、金利条件の改善等いろいろと条件改善を図ってきたところでありますが、さらに、その改善、整備には努力をしまいたいと思ひまして、全体的にはやはり価格につきまして、おっしゃるよう再生産が確保されるという大前提のもとに、農林省としても今回の畜産物の価格の決定に当たりましては、十分慎重に配慮し、また畜産審議会の意見等も尊重して、そしてこれを決定をしていきたいと、こういうふうにご考へておるわけであります。

○委員長(佐藤隆吉) 午前中の質疑はこの程度にとどめ、午後二時三十分まで休憩いたします。

午後零時九分休憩

午後三時四十二分開会

○委員長(佐藤隆吉) ただいまから農林水産委員会を再開いたします。

委員の移動について御報告いたします。本日、初村龍一郎君が委員を辞任され、その補欠として安井謙君が選任されました。

○委員長(佐藤隆吉) 休憩前に引き続き質疑を行います。質疑のある方は順次御発言を願います。

○神沢清君 それでは第二部の質問をこれから始めるわけでありますが、私は、質問の順序としては、例の附帯決議を項目別に追っていきましてから、ここで第三項、第四項についての処理で、つなぐなどをお尋ねをしたいところでございます。時間の関係もこれあり、同時に午前の論議の中でも、この四項目などの問題については相当深められておると思ひますので、むしろこの際、私は、法案の内容に入らまいたいと、こう思ふんです。

そこで第一に、この法案内容を見ますと、牛肉のうち、一定の規格に該当するものを指定食肉とすると、こうなっております。指定食肉にどれをするのかということはまだ明らかにされてないわけでありまして、

そこで一つ、指定食肉には何をするのか、牛肉のうちの、この点について少し細かな説明をいたしたいと思ひます。

○政府委員(澤邊守君) 牛肉のうち、指定食肉の対象として何を指定するかは、この制度を運用する場合に非常に重要な問題でございますので、最終的には畜産審議会の食肉振興審議会の食肉部会の御意見も十分お聞きした上で決めたいという考へてございます。現在の私どもの事務的な検討の過程で、考え方について申し上げますと、牛肉全体の価格の安定を図る上でどの部分を指定食肉にしたらいかがというふうな考へで決めているというふうな考へますけれども、具体的に申し上げますと、牛肉の種類別、規格別の構成割合から見まして、やはりそのシェアが相当割合を占めるといふような種類規格のものを選びたいと、ま

あシェアの問題が一つ。それからもう一つは、日常の取引なり価格形成におきまして、他の全体の牛肉の指標的な役割りを果たしてある種類、規格のものを選んでいいのではないかと。それから第三点といたしましては、特別な高級肉とかあるいは特別のくず肉といふか、低級肉とか、そういうものははずしまして、大衆的な、標準的な種類、規格のものを選んでいいのではないかと。三点ばかりを考慮しながら決定していいのではないかと。以上のような見地から、現在検討中の案といたしましては、和牛の去勢の中規格のもの、それから乳牛の雄の去勢の中規格のもの、というものを対象にしたいかがかというふうな現段階では考へておりますが、先ほど申しましたように、最終的には審議会の意見を十分お伺いして決定をしたいと思っております。

○神沢清君 和牛去勢の中規格、それから乳牛雄の中規格、こういうお答えでありましたが、

「委員長退席、理事高橋雄之助君着席」私、いただいた資料で見ますと、乳牛雄の場合は「中」よりか並の方が比率は大きくなっておりまして、四十九年度。この辺はどんなふうな決め方をされたのでしょうか。○政府委員(澤邊守君) 御意見のとおり、四十九年度で見ます限り、乳牛の雄の去勢の牛肉につきましては、規格別に見ますと「中」よりも並の方が割合が多いというところは事実でございますが、私どもの判断では四十九年は御承知のように、価格が非常に下がった、それからまた半面、飼料の価格が非常に高くなったということもございまして、生産者に良質の牛肉を生産するという意欲がかなり低下した異常な年だということに判断しておりますので、「並」の方がふえてきた、えさの与え方等も若干節約をしたとかいふような点が、結果としてあらわれているのではないかと。うううに見ておるわけでございます。が、ややさかのぼって見ますと、「中」の——当初はやっぱり並

の方が「中」より多いのでございますが、だんだん「中」の割合がふえてまいりまして、ここ二、三年は「中」の方が「並」よりも割合が高いというふうな傾向が見られますので、四十九年は先ほど申しましたような意味で特殊な年であり、価格が異常に下がったための異常現象であるというふうに見ますれば、この安定制度がございまして、異常な低落というものが防止できますれば元に戻りまして、「中」が一番割合が多いということとで推移するのではないかと。うううに考へておりますので、先ほど申しましたような三つの観点からいたしまして、「中」をとっていいのではないかと、現段階では考へておるわけであります。

○神沢清君 見通しはそうでしょうか、その見通しは大丈夫、外れるようなことはありませんでしょうか。私は、これは消費者の方の側に立つての一つの感覚と意識の問題だと思ひますけれども、牛肉というものは、いわば食生活の中では、ぜいたく品に考へてきた時期というものが終りかけてきておって、やっぱり外国並みに、牛肉もいわゆる主食用的な感覚というものが生じてきておる。

「理事高橋雄之助君退席、理事小林国司君着席」そういうふうな中で、これから今後へ向けて案外四十九年にあらわれたような「中」よりも「並」の消費のほうが増大していくような傾向というものが進んでいかないかというふうな感じもちょっと持つのですが、そんなような点から、「中」を指定をされてこれから先、外れるようなことはなからうか、外れていくような場合にはどうされるかというふうなことまであわせてお尋ねしておきたいと思ひます。

○政府委員(澤邊守君) 初めてのことでございまして、当初は何か対象をきめますけれども、やりながら必要な場合には修正を加えていくというところは、この制度全般の運用に当たりまして留意すべきことだと私は考へております。ただいまの点につきましては、先ほど申し上げまし

たような最近の一定期間をとりました傾向としては、「中」がふる傾向があるということではないかと思っておりますが、乳雄の場合と別に、和牛の去勢の場合も「中」を対象にしていきたいというふうに現段階では考えておりますが、これも「上」、「中」、「並」とそれぞれ規格が—その上の「極上」もありまされども、漸次「並」から「中」、「中」から「上」というふうに進んでいく、質の改良が進んでおります。乳雄につきましても、これが肥育に利用されるというふうになりますからまだ数年ございしますので、素牛の選定なりあるいは肥育技術等でまだ十分技術が確立しておらないという面もございしますので、「並」が比較的多いということもございしますけれども、和牛の場合と同じように肥育技術がだんだん進んでまいりますれば「中」から「上」、「極上」というふうに進んでいく上級のものの割合がふえてくるということは、われわれの指導としてもそういうふうには持っていきたいと思っておりますので、「中」でいって差し支えないのではないかと考えておりますけれども、基本的には先ほど申し上げましたように制度を運用しながら、見直しながら適切に必要な場合には修正を加えていくことは当然だと思います。

○神沢浄君　そこで、いただいた資料だけではちょっとわかりかねた点なんです、牛肉の全体にわたっての中で、いただいた資料の中でもって、たとえば去勢和牛のうち、「中」が何%を占めるのか、あるいは乳雄の中で「中」が何%を占めるのかという資料は手元にいただいてあります。消費される牛肉の全体の中で、今度指定をしようと考えておられる和牛の「中」、乳雄の「中」、これがあわせてどのくらいの比率になっておられるかという点をちょっと知りたいのです。

○政府委員(澤邊守君)　全体の中で占めます和牛の「中」の割合は四十九年度で見まして八・五%でございます。それから乳雄の「中」は一・二・四%、四十九年度でございますが、年によって若干変動がございしますので、二〇%から二〇%の間にござい

ます。この数年推移をいたしております。

○神沢浄君　全体に占める割合というのは約二割、こういうことになるわけですかね。この程度のもを指定してのいわゆる牽引用で、果たして価格の安定のための制度として生きているでしょうかね。その辺が素人ですからまことにわかりかねるのですけれども、むしろ何か疑問に思うのです。その辺の説明をひとつ欲しいと思うのです。

○政府委員(澤邊守君)　価格安定制度を設けますのは、再生産を確保して今後のわが国におきまして肉用牛経営の振興を図る、生産をふやすというのが最終的なねらいであるわけでございしますが、そういう点から見ますと、いま和牛の「中」と乳雄の「中」についてのみ申し上げましたけれども、牛肉全体の中では、まさかなりの割合を占めておりますのが雌でございします。これは、和牛の雌と乳牛の雌があるわけでございしますが、和牛の雌につきましても、われわれといたしましては、今後肉用牛を大いにふやしていくためには、資源的に限界がございしますので、なるべく資源をフルに使っていくというこのためには、雌牛には、まずできるだけ繁殖をさせて、繁殖能力がなくなつたものについては、それはもちろん肉にいたしますけれども、できる間はできるだけ子取りをいたします。そして、この子取りをいたしまして、一部で高級肉向け等に、いわゆる雌牛の子取りを全然行わなくて肥育に回して、ごく上級の牛肉を出すというふうな肥育形態も現在あるわけでございします。が、そういうような形の雌牛の肥育というものは、国の肉牛資源の培養といえますか拡充という点からいいますと、必ずしも好ましくない。ただ、これは法的に規制するというような性格のものではございませんので、強制はできませんけれども、そういう指導をしてまいりたいと思ひます。したがって、この牛肉の価格安定制度の場合も、そういう特殊な雌牛の肥育牛肉については価格の支持の対象から外していくことが、資源を培養し、拡充するためには、むしろ望ましいのではない

か、こういう考えで、その部分は対象外にする。

それからもう一つ問題になりますのは、乳用牛の雌の肥育といいますが、肥育せずに、そのまゝ肉で出る場合もございします。俗にいう乳廃牛というものでございしますが、これにつきましても、酪農の生産が続く限り、必ず何年か搾乳をしたあとに廃牛という形で、残存搾乳牛という形で更新の際に肉として利用されるわけでございします。したがって、いわば副産物的な性格を持っておりますので、酪農の再生産が維持できますれば、結果として肉に回ってくるということでございします。酪農の再生産をいたすためには、牛乳の価格の支持といいますが、現在やっております不足払い制度によります保証価格を適正にきめてまいりますれば、毎年一定の数の乳牛の雌の肉用の利用というものは結果として出てくるというふうに考えます。そうすると、特に牛肉としての価格安定の対象にすることは必要がないのではないかと、われわれは現段階ではそういうふうに考えております。

それからもう一つは、そうしますと、その部分が価格安定対象の対象から除去されるというやうなことをいたしますと、全体の中では二〇%余りでございしますけれども、いまのような一種の消去法のようなことでやりますと、残ったものの中ではかなりのウェイトになりますし、それからまた、一部でございしますけれども、和牛の「中」な乳雄の「中」というものを買い入れの対象として価格安定をやつてまいりますれば、間接的な効果で他の食肉も同じように価格が支持されるということも期待できると思ひますので、とりあえずそのような考えでスタートしてみてもどうか。もちろんこれはやってみないと、事、志と違ひまして間接効果がそれほど期待できないということとであります。先ほど申し上げました乳廃牛等については、その段階で改めて検討し、必要ならば追加するというような措置も考えていかなければならないというふうには思ひますけれども、

制度の出発の当初においては、ただいまのような考えでいいのではないかと、この点も非常に初めてのおりでございます。この点も非常に初めてのことでございますので、近く聞かれます畜産振興審議会の食肉部会で専門の方々の御意見も十分聞いた上で、最終的に今年度の対象牛肉をきめていきたいというふうには考えております。

○神沢浄君　乳廃牛の問題については改めてお尋ねしようと思つたら、答弁の方が先になつてしまつたけれども、一点は、乳廃牛に限らず、私は、全体の中でも二〇%くらいの比率しか持たない部分を指定をして、全体を動かそうとしても、むしろ非常に懸念されるのは逆の現象の方がございのか。八〇%、二〇%じゃ、それは八〇%の方が牽引力は強いに決まっていますから、だから、いまのお話で、とにかくテストをやつてみるんだと。テストをやつてみるんだという考え方、これはどうかと思つても、しかし、残りの部分の中でも、いま乳廃牛の問題を局長の方から出されましたが、大体乳廃牛という言葉が気に入らぬですね。乳牛としてはなるほど一役終つたかも知れないけれども、廃牛じゃないわけだ。今度は、肉資源としては新しい出発をしているわけだから、搾乳の問題——搾乳牛の問題を論議する場面においては、卒業したのそれは廃牛かもしれぬけれども、今度は肉資源という段階に移せば別に変わりはなくすね。これはもう「全廃」などという言葉をつける何の理由もないわけですから、そこで、これが相当のシェアを持つということになりますと、やはりそれは、いまのお話になつたような考え方で、一応牛乳取つて勘定は済んでいふんだから、これはもう乳廃牛という言葉が無意識に使われておると同じように、

「理事小林国司君退席、委員長着席」何か、その肉については、もう生産者の立場からすれば、もうけ得というやうな、こういうやうな考え方が、私は、牛肉の価格というものの安定を図るこの制度を生かしていくという上におい

てこれはかなり障害になりはせぬか、というふうな感じがしてならないわけなんです。いまのお話では、とにかくこの法案に盛ってあるような形で出発をした上で、そしてその状況を見て、もし、これは乳産牛といえどもやっぱり指定に加えてやらなければ制度が功を奏さない、こういう際には、ためらわずに指定に加えると、こういうお考え方をされておられるわけなんです。

○政府委員(澤邊守君) 私どもは、間接的な効果といたしまして、価格が安定するものと期待をいたしておりますけれども、実際にやってみまして、値が下がった場合に、乳牛の雄の価格は「中」を中心にしたしまして支持された、しかしながら、乳産牛はそれと無関係にどんどん下がるというようなことがございますれば、その段階では、追加について検討をして、実施に移すということとは当然検討しなければならぬと思います。

○神沢清君 そこで、これにばかり時間をとっておられませんから、大臣にお答えをいたしたいのでこの問題は終わろうと思っておりますけれども、乳産牛はもとより、規格外のものにつきましても、それが非常に価格の低落を示して、そして牛肉の価格安定のために明らかに支障を生ずるというふうな事態においては、これは私は、ためらわずに買い上げの対象にすべきだと、こう考えているところでありまして、その辺の考え方をひとつお尋ねをしておきたいと思うんです。

○國務大臣(安倍晋太郎君) 指定牛肉の対象として、乳雄の「中」、和牛の「中」ということで農林省は臨んでおられるわけですが、この点につきましても、畜産審議会の御意見等、もちろん十分聞かなければならぬと思うわけですが、先ほど畜産局長も答弁をいたしました、いわば酪農経営の副産物的な意味におきまして、乳価の再生産が確保されるような価格に決定せられるということであれば、乳産牛についても、自然的にその再生産ができると思いますか、そういうことになってくるわけでございますので本制度の指定の対象に

はしてないということですが、私も、この乳産牛——乳産牛という言葉がいろいろと御批判がありましたけれども、この乳産牛の占める、やはり肉資源に占めるウェイトというのは大きいわけでございますし、本制度を維持していく上におきまして、乳産牛の価格安定が図れないというふうな事態があるときは、むしろ私は積極的にこれは指定食肉の中に入れてもいいんじゃないかという私は、もっと前向きな考え方を持っておられるわけでございます。が、現在の段階におきましては、先ほど申し上げました乳雄の「中」と和牛の「中」ということにしておられるわけですが、乳産牛につきましても前向きに、積極的にこれを指定食肉に入れるように、これは努力をしたいと思うわけでございます。その他をすべて一律に入れるということとは、本制度の仕組みから見まして問題もあると思うわけでございますし、まあ私は、畜産局長がお答えをしたようなそうした段階で、大體間接的にその他の食肉等につきましても価格は維持されるものと、こういうふうにご考えておられるわけでございます。

○神沢清君 まあこの問題については、いずれまた後から他の委員の皆さん方もお触れになるでしょうから、私は、以上の程度にとどめておきますが、ことに、いまの大臣の積極的な考え方をもちまして、この点について、ひとつ信賴、かつ期待をしておられるわけでございます。続いてこの価格の決定と、その算定の方式についてお尋ねをいたしたいと思うんです。どうもよくわからない点がありまして、まずひとつ、この法案で定めようとしておられる、その方式についての説明をお願いいたしたいと思います。

○政府委員(澤邊守君) 法律上は、豚肉の場合と同じ規定が適用されるわけでございますので、生産条件、需給事情、その他経済事情を考慮して、再生産確保を旨として定めるということになるわけでございますが、私どもも現在、その算定方式につきましても、学識経験者の方の御意見も個別に伺いながら研究を進めておられるわけでございます。

もちろんこの問題は、畜産振興審議会の食肉部会で御論議いただく場合、一番議論のあるところだと思っておりますので、その場での御意見は十分聞かせたいので、最終的に決めていっていいのではないかと、いふふうに考えておりますが、私どもが、どのような算定方式をつくり出す場合にも考えなければいけない事項として、いま頭に置いておられますことを若干申し上げてみますと、どのような方式をとりますか、生産費というものが一つのファクターになるということは当然だと思っておりますので、生産費の調査が十分データとして耐え得るものが出ることが必要なのでございまして、現段階では、残念ながら肥育牛につきましても、和牛については、まだ比較的生産費も、サンプル等も多くとっておりまして、けれども、それでもなお階層別、地域別に見ますと非常に不備がございます。

それから、御承知のように、肥育といいますが、いろいろな肥育形態がございます。肥育期間、種類それから肥育の技術といういろいろ千差万別でございますので、サンプル数をたくさん取りまして、全体の代表性がなかなか得られないわけでございますが、そういう意味では、価格を算定する場合の生産費調査といたしましては、和牛につきましてもなお非常に不備が目立つわけでございます。いわんや、最近出てまいりました乳雄の、肥育牛の肥育の生産費調査につきましても、まだ正式的なものは一回も出されることがないわけでございますので、テスト段階から第一回のやつが出るといふ程度でございますので、そういうデータ面の制約がございますので、データの整備を五十年程度から統計情報部でかなり拡充をしてやっていただくことにしておりますので、それらがだんだん整備されること、それからまた、データ見ます場合、何と申しても連続性を持って見なければいけませんので、一カ年だけのデータだけでは判断しきれぬ面も出てくると思っておりますので、若干そういうのが毎年続きましてデータが累積するということになりますると、なかなか適確な活用が

できないという面がございます。したがって、今年度価格の算定方式を決めます場合も、これで行くんだということを固定的に、今後将来ともこれで行くんだということを定めるというのはいかなかむずかしいんじゃないか、率直に申し上げまして、したがって、データが整備されるのを見ながら、初めてのことでございまして、順次の算定方式を固めていくというふうな考えで臨んでいかなくてはならないことを考えておられるわけです。

ただ、その場合もこの制度の——と言いますのは、畜産振興事業団が買い入れ、売り渡しの際給操作によって価格安定をはかる、別の言葉で申し上げますと、自由な流通と申しますか、自由な価格形成、自由な市場機構というものを前提にいたしまして、特別に下がったときに買い入れをし、それによってそれ以上下がりないようにする。それから価格が回復して極端に上がる場合には、それを放出することによって価格がそれ以上上がらないようにするというような仕組みをとっております。これは他の農産物の場合とすべて同じであるわけではございませんので、食糧の場合のように、全量、国が買って二重価格制度をやるといふのと大分仕組みが違ってくるわけでございます。豚と同じであるわけでございますが、そういう仕組みを前提といたしまして、やはり市場の実勢から余り極端に乖離した水準を決めるといふことは、この制度が成り立たなくなるおそれがあるというふうな、制度の限界というものがひとつあると、それから、やはりこの制度が再生産の確保という生産者のための制度という点が強いわけでございますが、反面、消費の安定という点も車の両輪として考えなければいけませんので、消費者の価格の安定という点も価格を算定する場合に、当然念頭に置いて考えなければならぬという

また、肉用牛経営は、午前にもお答えいたしました

したように、わが国の場合、和牛につきましても、いわんや乳牛につきましても、ごく最近長いもので十数年来本格的に肥育経営というものは行われて、その前は役肉兼用であったというようなこととでございまして、規模におきましても、技術につきましても、経営のやり方につきましても、いろいろ改善すべき点が多々あると思ひます。これは他の畜産、豚肉だとかあるいは鶏肉だとか鶏卵等と比べましてもそういう余地が非常に大きいと思ひますので、何といひますか、改善の余地をみつゝるといひますか、表現はいかにかと思ひますけれども、そういうような将来の改良の余地を展望しながら価格を決めていくということになりますと、その辺も一つの算定方式を考えます場合のフアクターとして念頭に置かなければいけないというやうな、原則的な抽象的なことを申し上げて恐縮ですが、そんなことも考えながら、データの整備を待ちながら順次長期の方式を固めていくというやうなことが現実的なやり方ではないかというふうに考えておるわけでありまして。

○神沢清君 いま豚については、何か関係のものを読んでみますと、需給実勢方式、どこで名をつけたのか知りませんが、こういう言い方をされておるわけですね。需給実勢方式というのは、まさにその文字の意味が示すようにいわば市場価格の安定ということであつて、したがつて、私は、豚の場合の算定方式を見ましたけれども、頭の悪さもあり不勉強もあつたり、うまくわからぬですね。次のワンだかゼロだか何か、いろんなものがちやうど化学方程式みたように並べてあるけれども、頭が痛くなるだけのことであつて、あれ読んでもうまくわからぬ。ただ、何か総合的に判断できることは、要するに、生産費を基礎にしての補償の算定にはなっていない。いわば過去何年かの、四年ですか、五年ですか、市場における平均の市場価格というやうなものが、その算定の中でも大きな比重を占めておるといふやうな感じがしてならないですけれども、そうなりますと、なるほど市場価格の安定ということ

については、この制度も一定の効果というものを持つかもしれないが、それが果たして、政府がうたつておるやうに、再生産の確保を旨とし、ということにつながるのかどうかという点が実際のところ言つてわからないです。たとえば、この改正案が通つて、一応運用が始まつたといひますね。またいづれかの、それはあるいは国際的な飼料の価格の変動などというやうなものが起こらぬとも限らないのであつて、そのことが、わが国の畜産に大影響を及ぼして、現状においても、やっぱり何と言つたつて、これは飼料高の問題が、今日の畜産を迫つておるんだと見れば、今日のような事態が起こつてきた場面に値上がりというやうな事態が起こつてきた場面においては、この制度でもつて果たして本当に再生産の確保を旨としてできるかどうかというんです。そういうときには、どう対応するのかというやうな、こういうふうな点が本音のこととつて、素人だからかどうかは知りませんが、ちよつとわかりかねるんです。その辺はどのように考えておるんでしょうか。

○政府委員(澤邊守君) 豚肉の場合は、御指摘ございましたやうな需給実勢方式と俗に言つておりますけれども、過去五カ年間に基準年次としてとりまして、五カ年間に実現しました平均価格というものを基礎にとりまして、それからその五カ年間の生産費の平均、それと、ごく最近の諸物価が、生産費の項目がそれぞれ置き代であつて、あるいは素畜代であつて、いろいろ値上がりしてありますので、そういう新しい農村物価、賃金調査によりまして物価修正をしまして一端的に申し上げれば、五カ年間の基準年次の生産費とごく最近の想定される生産費との値上り分を五カ年間の平均価格に掛けるというやうなことにによりまして、生産費の高騰というものを価格の上で反映させるというやり方をいたしておるわけでございます。その他、需給の見通しによりまして、生産が非常に過剰なとき、あるいは逆に不足のときという場合には、需給調整係数というものを使ひまして若

干加工いたしますけれども、そんなやうなことを基礎にいたしまして、それを枝肉の価格に直して中心価格というものを求めまして、それをさらに上下に一定の幅に開く。上下一〇%ずつ現在やつておるわけでございます。その幅の中におさまるやうにということ、下の基準価格と上の上位価格を決めるというやり方をしているわけでございますが、牛肉の場合も、それも一つの参考にならうかと思ひますが、豚肉の場合におきましても、いま言ひましたやうな生産費の値上がりというものは生産指数という形で見ておりますので、えさの価格が非常に上がりまして場合には、その生産指数、もとの平均価格に掛ける指数がふえるわけでございます。えさだけで言ひますれば、ほかのものが下れば相殺される場合もありますけれども、そういうやうなことにによりまして生産費というものを、生産費方式ではございせんけれども、算定の一つの要素として使つておるわけでございます。

もちろん、この牛肉の価格安定制度は、この安定制度のみで再生産を確保するというのを考えておるわけではございせんので、他の生産対策あるいは飼料対策というものとあわせてこの価格安定制度を含めて再生産を確保し、むしろ拡大再生産を確保していくということが必要にならうかと思ひます。その意味におきましては飼料の昨今におけるやうな高騰に際しましては、先般発足いたしました配合飼料価格の親基金制度、特別基金制度というやうなものによりまして、異常高の場合には一部補てん財源に対して国が援助するといふやうな仕組みもつくとおるところでございます。

また牛肉の場合につきましても、肉牛経営の場合におきましては、そういう濃厚飼料だけではなしに、粗飼料の増産ということによりましてコストダウンということも必要でございますので、草地の開発とか山林の利用とか、下草の利用とか、それらを含めまして生産対策、技術対策もあると思ひますが、それらを総合して再生産を確保する

ということになるわけでございますが、この価格安定制度も有力なその一つの手段にはなりますけれども、すべてではないかというやうなことに考えていいのではないかとおもうに思つております。

○神沢清君 こちらに知識がないから、だめということなんでしょうけれども、大変懇切に御説明をいたしていても、なおまだわからない。結局、豚の方式でもない。それじゃどうかという点がちよつともわからないわけですね。それで、もっと簡単に言えば、今度の牛肉の場合に用ひる算式は、これは審議会等のまだ議を経なきやならぬといふやうなことでしょうけれども、いわゆる生産費というものが明らかに反映するやうな方法がとられなければ「再生産の確保を旨とし」ということにならないわけなんです。たとえば指定乳製品なんかの場合には、これは不足払いでもつて、あれも決して完全のものとは思へませんけれども、しかし頭の悪い者でもわかるやうな仕組みに一応できております。たとえば十分じゃないが、五人限界ぐらゐの他の産業の賃金に匹敵するやうなものは算入される。そのぐらゐの労賃収入は得られるんだというふうには、ぼくらが見てもわかるんですけれども、これは、牛の場合もやっぱりそんなやうに、かなりわかりやすいものになりますかね。またあのPやQやというやつでもつて、何か化学方程式みたいなものでもつて結局わからずじまいみたいなことになるんでしょうか、どうなんですか。

○政府委員(澤邊守君) 牛乳の場合には、加工原料乳の場合には、生産費方式を基礎にしておるわけでございます。一部飼育管理労働の労賃につきましても、都市労賃に評価がえをするというやり方をしております。飼料作物労働につきましても、都市労賃と農業労賃の平均をとるといふのは、昨年はやつたわけでございます。その意味では、いわゆる生産費所得補償方式に一步豚肉の場合よりは近づいておるといふことは言えるわけでございます。その意味では、わかりやすいといふ点

は、私もそのように思ふわけでございます。米の場合が、御承知のような生産費所得補償方式そのものをとっております。それにやや近い形でございます。ただ、不足払いの場合には、これは市場価格の自由流通ということをお前提にしておりますけれども、メーカーが買います原料乳の価格では、生産がコストをカバーし、生産の維持ができないというギャップが生まれるために、その部分を国の財政で補てんをするというふうな仕組みになつておるわけでございまして、畜産振興事業団の買い入れ、売り渡しによります需給操作によつて価格の極端な変動を防止するという畜安法によります価格安定制度は、その仕組みとはやり方が違つてございまして、先ほど来申し上げたことの繰り返しになつて恐縮ですけれども、自由に取引が行われ、自由に価格が形成されるというものを原則といたしまして、ただ極端に価格が低落する場合には、事業団が買い入れることによりまして、市場から隔離してしまふということによつて供給量を減らして価格をそれ以上下がらないようにするということなり方をしておるわけでございまして、豚肉の場合は、実は生産費方式でやりましたよりは、いまの需給実勢方式の方が、価格水準は高くなるような関係になつております。もちろん生産費所得補償方式ということになりますと、これはいまの価格水準よりは高くなると思ひますけれども、単純な生産費方式だけで見ますと、これは過去の試算によりまして、需給実勢方式の方がむしろ高くなるというふうなことでございまして、だからと言つて需給実勢方式等をとつていふことじゃございません。いま言いましたような事業団による買い入れ、売り渡しという価格安定の仕組みからそのようなのが一番いいだろうということをやつておるわけでございまして、需給実勢方式といふのは、過去において実現した価格に生産費の値上り分を若干修正をするところが平均的に実現すれば再生産が維持できるだろう、ただし極端に下がったり、平均的な価格より下がったり、上がったり

する変動だけを縮めるということによつて経営も安定して再生産が維持できるだろうということ、それで、これまで豚肉の場合におきましては、生産が順調に、まあ波はございましてけれども、ある程度順調に伸びてきたという実績もございまして、そのような仕組みをとつておるわけでございまして。

○神沢浄君 時間がとんどたつてしまふもので、どうもわからぬじまひの点を残して進行しなければならぬようで大変残念ですが、これはひとつあとの委員の皆さんの御質問にゆだねることにいたしたいと思ひますが、ちょっと角度を変えた聞き方をいたしますと、この場合ですね、「再生産の確保を旨とし」ということをうたう以上は、生産費とその所得方式といひ、ますかね、その方法が何でとれないのか、今後とるつもりはないのかということにしばつてひとつお答えをいただきたいと思ふのですが。

○政府委員(澤邊守君) 生産費所得補償方式をとるべきだといふ御議論があることは十分承知しておるわけでございまして、先ほど来申し上げておりますように、この事業団による買い入れ、売り渡しによる需給操作によつて価格の極端な変動を防止するといふこの価格安定の仕組みにおきましては、自由な市場取引を前提としておりますので、需給の実勢を反映した需給均衡価格といひますか、そういうものから著しく遊離するといふのは非常にこの制度を円滑に運営する場合に問題があるといふように考えますので、その意味からいひますと、市場価格とは直接関係のない生産費所得、補償方式といふ算定によつて、安定価格をはき出すといふことはこの制度になじみにくい点があるのではないかとこのように考えておりますが、しかし、いづれかにいたしまして、牛肉の生産を今後拡大する必要もございまして、牛肉といふのは豚肉以上にたん減りましたならばもとへ返すのに時間がかかります。そういう点から考えますと、やはり再生産を確保するといふことは――算定方式の技術的なやり方はいろいろあり

ましようけれども、再生産を確保するということ、これは実績として出るわけでございまして、それが確保できる価格水準を決めていくということとは、われわれといたしましては、一番大事なことでないかといふふうに考えております。

○神沢浄君 そこで、もう一点だけ気にかかるもので、先ほどの御答弁の中でも、まだ生産費のデータが整っていない。こういうことで、それが、まことにこれはあやふやな話であつて、それが、決定するのは、後の問題にしまして、データも揃っていないといふことじゃ、その生産費を反映させる方法、これは急いでもらわなければならないと思ふのですが、何か早く審議をして早く通せんといふようなことだけは盛んに言われるけれども、大体そういう準備の方がまだ不完全のままでいっておるような状態だとこれは大変遺憾でございまして。そこで、とは言つても、まだいま整備されていないことについては、やむを得ないわけですから、どのくらいの間にはその整備が行われるのか、半年くらいの間にはでき上がるのか、三月ぐらいの間にはでき上がるのか、こういう点だけはちょっとはっきり聞いておきたいと思ふんです。

○政府委員(澤邊守君) 肉牛につきましては生産費調査は三十四年度から行われておるわけでございまして、統計情報部の方でやつておるわけでございまして、最初は百五十戸ぐらいからスタートしたわけでございまして、先ほど申し上げましたように和牛の場合、いろいろ肥育の形態が違ひますので、肥育期間ももちろん違ひます。御承知のようには理想肥育とか若類肥育とか、壮類肥育とかいふような肥育の仕方があつてございまして、それが全部で百五十戸といふことで、途中から三百戸になり、現在は四十九年度は六百八十五戸といふのが調査の対象になつております。これを五十年

も現在お願いをしておるところでございまして。乳用の雄肥育牛につきましては、これは四十八年から初めてやつておるわけでございまして、これが百戸、四十九年も百戸、五十年からこれを七百戸にふやすといふことでございまして。四十八年の百戸の結果はまだ発表されておられません。したがいまして、発表したものとしてはまだ全然ないといふことでございまして、この点と牛につきましても、これまではサンプル数が少ないために、はなはだ不備であるといふことを申し上げましたが、それ以上に乳雄の場合は全くないといふことになるわけでございまして。その意味では、統計情報部の方で、こゝから価格安定制度の対象に加えるといふことを予定せずしてやっておりますので、こういうような事情になつておるわけでございまして、われわれといたしましては、生産費の生産費調査は不備でございすけれども、少しでもそれは要素としては使いたいと思つております。そうしますと、肉牛の場合には、不備ながらも程度使用するということになりまして、乳雄の場合には、使えないということになります。その場合には、どうやって価格を算定するのかといふことになるわけでございまして、現在のところ、われわれ考えておりますのは、まず和牛の「中」の価格といふものを、和牛の去勢の「中」の価格といふものを生産費調査の一つの要素に織り込みながら算定をいたしまして、これまでの過去の市場におきます和牛の去勢の「中」の価格と、乳牛の雄の「中」の価格との価格差といふものを見まして、まず和牛の去勢の「中」を決めてその一定の価格差で乳牛の雄の「中」を決めていくというふうなやり方をせざるを得ない。はなはだ不本意でございすけれども、資料上の制約がございまして、そのようなやり方も考えざるを得ないのではないかとこのように思つておりますが、いづれにいたしまして、五十年からにはかなり拡充されますので、順次りばな資料が使えるようになるというふうに考えております。

○神沢浄君 率直に言つて、大変頼りない話で困

るんですけれども、そこで、余り丁寧にお答えを
いたただかぬでもいいですが、大体、データの整と
んでくるというものは、これはひとつ鋭意——よく
政府が好んで使う鋭意努力していただいて、そ
してどのくらいで整備がつかますか、ことしくら
いの間くらいには仕上がりですか。これはしかし
急いでいたかぬと、この制度が生きぬじやない
ですか。

○政府委員(澤邊守君) 生産費調査は五十年から
かなり拡充をいたしますが、五十年からといま
すのは、五十年のたしか七月から五十一年の六月
まで一年間の調査をするわけでございますので、
それを利用するにいたしましたけれども、五十二年の
価格算定の際に使えるということになります。も
ちろん一回だけのデータでは十分ではないとい
うこともございますけれども、まあしかし、あれば
それは極力使うということをやりたいと思つてお
ります。

○神沢清君 この点も後の委員の皆さん方にひと
つもう少し詰めていただきたいと思ひます。私
は、時間がないのでやむを得ませんから進行をす
るんですけれども、もう一点何としても私わかり
かねる点は、売り渡しのところですね、簡単に
考えれば要するに、上限価格があつて、下限の価
格があつて、上限より上がるようなときには、放
出をする。下限より下がるようなときには、買
い入れる。それでもいい、いわゆるその操作でも
て、安定帯を維持していくというこれがこの制度
の大体眼目ですね。ところが、ここにもう一つ、
「農林大臣が指示する方針に従つて」売り渡し。
ところが、上限価格と「農林大臣が指示する方針
針」とはどういう関連になるんですか。

○政府委員(澤邊守君) 豚肉の場合と違いまし
て、売り渡しのやり方について、牛肉の場合は特
別な規定を設けております。まず、豚と同じよう
なやり方としたしましては、上限価格を超えるよ
うな場合には、義務売り渡しといひますか、事業
団は売り渡さなければならぬという規定
が、四十一條の一項で規定をすることにいたして

おります。二項が豚にはない規定でございまし
て、これは、上限価格を突破するところまでい
かなくても、生産条件なり需給事情その他経済事情
を考慮し、家畜の生産それから牛肉の消費の安定
を図ることを旨として、農林大臣が指示する方針
に従つて売り渡すことができるという、そういう
規定を設けておるわけでございます。これは価格
安定帯というのを決めますと、理想といひまし
ては中心価格といひますか、真ん中の価格に収斂
するというのが一番望ましい理想の姿だと思ひま
すが、それはなかなかむずかしいとて実際には変動
いたしますが、まあ一年間平均をいたしまして大
体中心価格前後に落ちつく、平均いたしますと
というふうな需給操作といひますか、輸入を含め
まして、輸入量が相当なシェアを占めますので、
輸入の調節によつて国内価格がかなり調整でき
るという面があるわけでございますから、輸入のや
り方をきめ細かくやりまして、年間を通じては少
なくとも平均価格が実現できるように価格が
動くというふうな買い入れ、売り渡し、輸入
放出というふうなことをやるべきだといふふう
に考えておるわけでございます。が、豚肉の場合と
違ひまして、牛肉で、この第二項を設けておりま
すのは、上位価格を超えなければ売っちゃいけ
ないということになりますと、牛肉の場合は、国内
供給量のうちで多いときは四割、少ないときで
最近では二割五分から三割というふうに、かなり
輸入肉のシェアが大きいわけでございます。した
がつて、それを上の価格までいかなければ売れな
いということになりますと、国内価格というの
も上位価格にへばりついてしまふということに
なりますと、先ほど言ひましたように、年間平均
してなるべく中心価格に収斂をするというふうな
観点からいたしますと、非常に高いところへい
てしまふ。したがつて、中心価格に収斂をするよ
うなことを目指して売り渡しをすることができ
るようには、上位価格までいかなくても
売れる、この点は豚肉の場合と違ひまして、牛肉
の場合は、かなり輸入肉のシェアが通常の場合大

きいということをお前提といたしますと、そのよう
な売り渡しの道も開く必要があるということと
こういう規定を設けておるわけでございます。

もうちょっと具体点に申し上げますと、市場の
価格が上位価格に非常に近いところまでいったと
きにはよい売り渡し。それから中心価格よりも
下の方へ下がつてきて基準価格に近づくとやうな
ときには、売りどめをするとか、あるいは売る量を
ぐつと減らすということによつて価格が中心価格
になるべく近づくやうに、上へいき過ぎたときは
なるべく中心価格に近づくとやうにいうやうな売
り方をしたい。そういうことのために、上の価
格を突破しなければ売っちゃいけないということ
だと、それができなくなるといふことでこのよう
な規定を設けておるわけでありませう。

○政府委員(澤邊守君) 上限と下限の間に価格が
おさまるやうにいう点につきましては、豚肉の
場合も、牛肉の場合も同じでございますけれども
も、豚肉の場合は、自由化はしておりますもの
の、これは輸入がほんのわずかでございまして、
国産で大体自給ができるというやうな需給関係に
なつておるわけでございます。ところが、牛肉の
場合は、先ほど言ひましたやうに、少ないときで
二割何がし、多いときには四割近いものが、輸入
肉が入つてこないといふ、価格が非常に上がると。
しかも、事業団はその大半を輸入肉を取り扱うとい
うことになりまして、事業団が通常の場合は四割
のうちの九割としますと、四、九——三十六、三
六分はあれですから、国内の全体の輸入肉を含め
ての供給量のうち三十パーセントは事業団が操
作するわけでございますから、それを上の価格ま
でいかなければ売れないということになります
と、国内価格は全部上にへばりついてしまふと。
それから売るといふのもちよつぱりしか売れない
ということになりますと、この安定制度のねらい
からいまして、先ほど言ひましたやうに、中心価
格に収斂するのがやっぱり理想だといふことだと
思ひますので——そうしますと、上までいかな
ければ売れないということになりますと、いつも上
の上位価格にへばりついてしまふと。そこは、豚
肉の場合は、大部分が国内自給でございますか
ら、そういうことはないわけですが、牛肉の場合
は、輸入の割合が非常に大きいといふことでござ
いますので、しかも、それが事業団が扱う面が
また圧倒的に大きいといふことでございませう

きいということをお前提といたしますと、そのよう
な売り渡しの道も開く必要があるということと
こういう規定を設けておるわけでございます。

もうちょっと具体点に申し上げますと、市場の
価格が上位価格に非常に近いところまでいったと
きにはよい売り渡し。それから中心価格よりも
下の方へ下がつてきて基準価格に近づくとやうな
ときには、売りどめをするとか、あるいは売る量を
ぐつと減らすということによつて価格が中心価格
になるべく近づくやうに、上へいき過ぎたときは
なるべく中心価格に近づくとやうにいうやうな売
り方をしたい。そういうことのために、上の価
格を突破しなければ売っちゃいけないということ
だと、それができなくなるといふことでこのよう
な規定を設けておるわけでありませう。

○政府委員(澤邊守君) 上限と下限の間に価格が
おさまるやうにいう点につきましては、豚肉の
場合も、牛肉の場合も同じでございますけれども
も、豚肉の場合は、自由化はしておりますもの
の、これは輸入がほんのわずかでございまして、
国産で大体自給ができるというやうな需給関係に
なつておるわけでございます。ところが、牛肉の
場合は、先ほど言ひましたやうに、少ないときで
二割何がし、多いときには四割近いものが、輸入
肉が入つてこないといふ、価格が非常に上がると。
しかも、事業団はその大半を輸入肉を取り扱うとい
うことになりまして、事業団が通常の場合は四割
のうちの九割としますと、四、九——三十六、三
六分はあれですから、国内の全体の輸入肉を含め
ての供給量のうち三十パーセントは事業団が操
作するわけでございますから、それを上の価格ま
でいかなければ売れないということになります
と、国内価格は全部上にへばりついてしまふと。
それから売るといふのもちよつぱりしか売れない
ということになりますと、この安定制度のねらい
からいまして、先ほど言ひましたやうに、中心価
格に収斂するのがやっぱり理想だといふことだと
思ひますので——そうしますと、上までいかな
ければ売れないということになりますと、いつも上
の上位価格にへばりついてしまふと。そこは、豚
肉の場合は、大部分が国内自給でございますか
ら、そういうことはないわけですが、牛肉の場合
は、輸入の割合が非常に大きいといふことでござ
いますので、しかも、それが事業団が扱う面が
また圧倒的に大きいといふことでございませう

で、事業団が上までいかなければ売れないということになりますと、上の価格にへばりついてしまふということ、この制度運用の趣旨からして、価格が高過ぎて消費者価格の安定という面からいって問題があるということ、途中で売れるという道を開いておるわけでありま。

○神沢清君 これでもやめますが、農林大臣が指示するわけですから、大臣の責任はこれは大変重大だと思ひます。いずれにしても、この制度を生かしてこそ、これは、畜産の安定というものは期せられるわけですから、その目的に立って、このような規定であるとも、運用についてはやはり上位価格を超えた場合でなければ放出をしないというようなことを、ひとつ運用上の一個の内基準として、規定は規定であっても、私は、やっぱりやめていかなければ、何か輸入肉だからということでもって、中心価格をちょっと上ずれてきたら、すぐ出してしまふというふうなことになる、これは運用上、制度が実際生きたかどうかからぬような感じも持ちます。その辺は大臣が決める方針だから、これは大臣に信頼をするよりほかにはやむを得ないわけでありまして、ひとつ、運用に当たっては、本当に慎重を期するという、こういう態度、姿勢というものがどうしてもこの制度を生かす上には私は必要だと思ひます。大臣の御見解を聞いて、時間がもう来ちゃったようです。から終わりたいと思ひます。

○國務大臣(安倍晋太郎君) この制度は全く新しく発足するわけでございますし、この発足に当たりまして私も非常に慎重に考えておるわけでありま。せっかく制度ができたけれども、これが役に立たなかつたということでは意味がないわけでございます。この制度の発足によりまして、われわれとしては、牛肉の再生産が確保される、畜産経営の安定に資していく、同時にまた、消費者価格も安定をするというふいこの制度の趣旨が貫かれていくことが一番重要なことであらうと思ひます。そういう面で、先ほどからいろいろと御指摘がありました、たとえば、指定食肉の規格の

問題等につきましても、私は、乳脂牛等につきましても前向きに考えたい。というのは、せっかく始める初めての制度でございますから、これでやりよくしなうに、後でそれをどんでん、どんでん変えていくということじゃなく、初めての制度なら、やはり初めからしっかりした形のもとに出発したいと思ひます。そうした指定食肉の内容についても十分検討を加えていきたいと思ひますし、また、価格の決定に当たりまして、生産費等の調査は十分でない面もあるわけですが、しかし、この法案を通していただければ、四月の初めごろには決定をしながら進め、生産調整も不十分なまままで発足をし、価格の決定もしていかなきやならぬわけですが、その際にも、やっぱり、この牛肉というものは、一度生産が縮小したらなかなかもとに返らぬという点も十分配慮して、そして価格の決定についても再生産を確保する。もちろん、その生産対策とかその他のいろいろのものを強化することは当然でございますが、価格制度というものはやっぱり大きな再生産確保の眼目になるわけですから、この価格決定に当たりまして、後でいろいろ問題が起つてこないように、牛肉生産というものの特性というものを十分考へて、資料は不十分でもひとつ決めていきたいというふうな考へておるわけでございます。

また、いまの農林大臣の指示する方針という点についてのいろいろの御質問があったわけですが、これらの問題についてもその運用には十分留意をいたしまして、そして、中心価格を下回るといふような状況にいかないように、運営上の配慮は十分加えていきたいと、そのための、いろいろの省令その他の運用規定等は十分整備しておきたいと、こういうふうに考へておるわけでありま。

○鶴岡哲夫君 私は、大臣にまずお尋ねをしたいわけなんです、どうも、大臣の所信表明につきまして私お伺いをする機会を失しまして、この間、神沢さんが少し質問されたときに関連いたしま

してもうちよつと伺いたいと思ひます。

それは、日本の農業は衰退の一途をたどっている、これはもう間違いないと思ふんです。衰退の一途をたどっている。そのことは、端的に言ひまして、自給率がべらぼうに下がると。三十五年で総合自給率で九〇%あったものが四十七年に七三になり、四十八年に七一になる。来年はもっと下がると思ふんです。六〇%もいところじゃないでしようか。総合自給率というのは科学でありますから。前は、外国からの農産物は大変安かつたですから、昨年、一昨年あたりから価格は上がったけれども、昨年、一昨年あたりから価格は上がった、この七一%というやつは六〇%もいところ、に落ちるんだらうというふうな思ふんですけれども。さらに最も重要な穀類の自給率になりますと、四十七年で四三%、そして四十八年度で四一%、これは大豆を入れてないわけなんです。大豆を入れますと三五、六%になるんでしょうけれども、そういうふうな自給率が急速に低下してきたということは、これはやはり日本の農業が衰退の一途をたどっているということを示していると思つております。

さらにもう一つ、農林省の予算が——この間も伺つたんですけれども、低下してきている。で、大臣は、これから安定成長に行くんだし、それから食糧も不足だという、こういう二つの条件を踏まえた場合に、攻めの農政になるんだという話で、私それにこだわっておるわけなんですけれども、しかし高度経済成長が終わったといわれまは四十七年でありま。三木さんが総理になられてから高度経済成長を否定されたものですから、そのとき終わったような感じがありますけれども、実際は四十七年に高度経済成長終わって、さらに食糧が不足だというふうな、世界的に言われるようになりますのも四十七年でありま。そのときに農林省は、四十七年の十月に長期見通しを一生懸命になって検討したわけですね。

で、試算として四十七年の十月出ております。ところが、そういう時期になって、四十七年から農林省の予算がたがた減つてくる。これはどうも攻めの農政どころじゃなく、だんだん減つてきているんじゃないかという点を私は強く指摘したいわけなんです。いままでは、農林省の予算が国の予算全体に占めている割合というのはい、四%から五%ということだったんですけれども、高度経済成長が終わつた四十七年はがたりと減つて、さらにまた減つて、これは一〇・二%という減り方なんです。さらに国の予算全体の伸び率と農林省の予算の伸び率はいまや大差が拡大して、五・五%という拡大なんです。ですから私は、農業が衰退の一途をたどっている。そして三木総理は、慣例、慣性にとらわれない農政をと、農林大臣は攻めの農政へ、こうおっしゃる中で、こういう時代になったということ、私は、依然として国際分業論に、農政は振り回されておる、依然として。また農政当局自身も、農林省自身もまた四十七年以來迷いに迷っているという状態じゃないのか。こういうふうな思つておるんですけれどもね。だから、こんなことにならんじやないだらうか。迷いに迷っていると、私に言わせますれば、そこでこういうことにならんじやないかというふうな思ふんですけれども、大臣はどういうふうにお考へになつて、こんな時代になったことをどうお考へになつていらっしゃるのか、それをまずお尋ねします。

○國務大臣(安倍晋太郎君) まあ私は、基本的に今日の農政の問題といひますか、食糧問題が中心でございますが、食糧問題に対するやっぱり認識というものをこころにはっきり打ち立てて、その上に立ったやはり基本的な政策、さらに具体的な施策というものを裏づけしていかなければならない段階に今日は来ておると思ふわけでございます。これはやはり二、三年前までの世界で食糧が豊富であつて低廉であつたという時代から、食糧、農作物というものが不足という基調になつていくし、また高位不安定という時代になつていく

ということを背景にしても、これはもう基本的なその認識というものを新たにしていかなきゃならぬと思います。その認識が、いまの国際情勢、さらにまた国内におけるいままでの高度成長経済というものの中間であって、まあ非常に生活水準もその間に高まったわけでありまして、それとともに農業の生産も拡大し、あるいはまた生活水準、農家の所得等も向上したことは事実であろうと思えますし、さらに、この生産等の増強等も行なわれたわけですが、しかし、高度成長の中にあつて兼業化が進んでいく、あるいはまた過疎もある、あるいはさらに労働力が弱体化していくというふうな事態等が、次々と起こつたことも現実の問題でございまして、そうしたやはり高度成長の反省の上に立つた、農政については反省の上に立つたやはりこれからの低成長に臨む農政というものを確立していかなきゃならぬ。一つの、そういう意味では、国際的に見ても国内的に見ても、わが国の農政というのは転換期に來ているといふことははっきり言えると思はるわけでございます。私は、そういうふうな認識のもとに、今回の五十年年度予算の編成にも取り組んだわけでございますが、まあことしの予算につきましては、御指摘のありましたように、必ずしも十分のものでなかつたことはこれはもう事実でございまして、やはり五十年度は依然としてまあ総需要抑制という基調の中で組まれたわけでありまして、特に福祉あるいは教育というところに非常に重点が注がれたという面もあるわけでありまして、そうした大きな枠組みの中であつて、まあ私自身としては、全力を尽くしてそうした農政に対する認識のもとに編成をしたわけでありまして、そういう中では、公共事業等につきましても、他の公共事業、まあ下水、住宅というのは別でございまして、他の道路とか、港湾という公共事業と比較すれば、わずか三・四％であるといえ伸びたといふことも、まあ努力した一つの結果が出てきておるとも考へるわけでありまして、その他の非公関係の一般事業につきましては、二四％伸びを

示しております、その中であつて、大体私たちが求めておりました新しい政策の芽をここに打ち出すことができた。たとえばこの食糧増産対策費であるとか、あるいは粗飼料の増産の緊急対策費であるとか、そういうふうなものを予算としては大規模なものではなかつたわけですが、芽だけは出すことができたと思はるわけでございまして、しかしもちろんこれで新しい転換に対応した農政を行つていくことには十分でございまして。

そこで、いま農政審議会に諮問をいたしております六十年年度を目標とした長期的なひとつ農政の基本的な方向を打ち出していこうというところで諮問をいたしまして、この答申を四月の初めごろには受けることになっておりますので、この答申を受けた段階におきまして、農林省としても全力をひとつ挙げてこの答申を尊重しながら、これから長期的な見通しの上に立つた総合的な食糧政策といふものを打ち出していききたい。これはただ単に農作物といふことだけじゃなくて、漁業の面も含めた、まあ漁業も大変な厳しい事態になつております。そういう面でも漁業といふものも含めた総合的な食糧政策を打ち出して、そしてこれは政府部内における一つの同意を得るとともに、国民的な一つの御協力を得て、この長期的な視点に立つた政策を今後ひとつ着実に実行をしていって、そして自給力を高めていくということに対してひとつ全力を注いでいきたい、こういうふうな考へておるわけでございます。いろいろと御批判はあると思はるわけでございますし、また今日までの農政のあり方等につきましても、私自身もやはり率直に反省するところは反省して、その上に立ててやらなきゃならないというふうな気持ちも、実は率直に言ひますれば持つてゐるわけでございます。新しいひとつ決意でもってやりたい、こういうことでございまして、新しい総合政策を打ち出す段階におきまして、さらにまたひとつ御批判等も賜りたい、こういうふうな考へておるわけでございます。

○鶴岡哲夫君 私、やはり先ほど申しましたように四十七年に、はっきり高度経済成長といふのが行き詰まって立ち往生してしまつた、そして、世界的に食糧の問題が大きく浮かび上がつてくるという段階に、すでにやはり農林省としては考えなきゃならなかつただろうと思ふんです。そこで鋭意四十七年の十月に、あつた十年後の長期目標の試案もつくつて、一応発表もされたもんだと思ふんです。ですが、その後三年の間、何か農政がもたもたして、進むべき道というのがはっきりしなかつたという点が、一番やっぱり今度の予算の場合に大きな障害になつておるんじゃないかと。高度経済成長の中で一番下敷きになつたのは、これは社会保障もそうだし、教育関係の予算もそうだし、それから生活環境の問題もそうですが、やはり農業と漁業です。ですから、農業と漁業についてもっと考へるべきだと思ふんですけれども、遺憾ながらそこに至らなかつた。それはいま申し上げましたように、農政についてははっきりとした考へ方を持っていないといふ点にあるんじゃないかと思ふんです。で、よく言われますように、農林省の農政といふのは、踊り場農政だ。まあ自給率で言えば、やや中段のところから八段ぐらいにあつたところから、だんだん、だんだんおきてきて、四階のところまでおきた。その踊り場にあつて、下がるのか、上がるのか、うろちよろしているというのが、いまの農政の実情じゃないかと私は思つています。すなわち、俗稱踊り場農政と。上がるのか、下がるのかわからない、言うならばうろちよろしている状態でないかと、そう思つてゐるんですけれども、その問題については、畜産の問題についてと、さらに具体的に論議をしてまいりたいと思ひます。いま大臣がおっしゃるやうに、いま農政審議会にかかつてゐる長期目標、長期見通し、あるいは食糧問題の食糧政策の展望というやつですね、その自給率が、あの四十七年の十月に出したときには、自給率は七三％か七五％と、こゝろが、今度は七五％

にするといふのか――七五％ですな。ですから、七五％の考へておつたのが、それよりも低いものをやっちゃつたんですね。こういうところにも、どうも理解がつかないところがあるんです。

さて、それはちょっとこゝろをおきまして、畜産振興審議会といふのですか、これについて伺いた

畜産振興審議会といふのは、まあ、ばくらの間では、これは酪農振興審議会だといふふうに考へてゐるんですけれども、畜産局も酪農局とばかりは考へてゐるんです。肉牛については全然手おくれです、これ。さつき局長も言つたですよ。肉の値段をきめなければならぬときに、統計の資料がないのですよ。いまあります資料は、あれは資料とは言えないですよ。あれは、全国事例調査です、われわれの常識で言ひますと、事例調査。統計の数字じゃないですよ。ましてや、乳牛の資料なんというものは、ありやしないのですから、四十九年に始まつたわけですから、これなんか百戸ぐらいです。こんなやうなものはまるで課がやつてゐる事例調査ですよ、そのことはまあ一例ですけれども、肉牛に対する政策がどんなにおくれているかといふことですよ。むちゃくちゃにおくれている、体をなしていない。まあ統計というのが行政の基礎ですよ。

まあ、横道にそれましても何ですから、そこで酪農振興審議会、つまり畜産振興審議会について伺いたいです。これはたしか四十一年に法律が改正されたときに、前は畜産物価格審議会という形だったのですが、それが変わつて、いまのやうに畜産振興審議会と、こゝろになつておるわけですよ。それで、この取り扱ひ内容といふのは、非常に重要なですね。米に畜産が取つてかわろつたというわけですから、農業の中における地位を、まさに取つてかわりつたわけですね。ですから、私は、この畜産振興審議会といふのは、米価審議会よりもっと役割りは大きいと思つてゐるのです。その場合に、審議会の委員の任命ですね、

○鶴岡哲夫君 私、やはり先ほど申しましたように四十七年に、はっきり高度経済成長といふのが行き詰まって立ち往生してしまつた、そして、世界的に食糧の問題が大きく浮かび上がつてくるという段階に、すでにやはり農林省としては考えなきゃならなかつただろうと思ふんです。そこで鋭意四十七年の十月に、あつた十年後の長期目標の試案もつくつて、一応発表もされたもんだと思ふんです。ですが、その後三年の間、何か農政がもたもたして、進むべき道というのがはっきりしなかつたという点が、一番やっぱり今度の予算の場合に大きな障害になつておるんじゃないかと。高度経済成長の中で一番下敷きになつたのは、これは社会保障もそうだし、教育関係の予算もそうだし、それから生活環境の問題もそうですが、やはり農業と漁業です。ですから、農業と漁業についてもっと考へるべきだと思ふんですけれども、遺憾ながらそこに至らなかつた。それはいま申し上げましたように、農政についてははっきりとした考へ方を持っていないといふ点にあるんじゃないかと思ふんです。で、よく言われますように、農林省の農政といふのは、踊り場農政だ。まあ自給率で言えば、やや中段のところから八段ぐらいにあつたところから、だんだん、だんだんおきてきて、四階のところまでおきた。その踊り場にあつて、下がるのか、上がるのか、うろちよろしているというのが、いまの農政の実情じゃないかと私は思つています。すなわち、俗稱踊り場農政と。上がるのか、下がるのかわからない、言うならばうろちよろしている状態でないかと、そう思つてゐるんですけれども、その問題については、畜産の問題についてと、さらに具体的に論議をしてまいりたいと思ひます。いま大臣がおっしゃるやうに、いま農政審議会にかかつてゐる長期目標、長期見通し、あるいは食糧問題の食糧政策の展望というやつですね、その自給率が、あの四十七年の十月に出したときには、自給率は七三％か七五％と、こゝろが、今度は七五％

これはどういう配慮を払われているのか。私は大臣に、まあ大臣、これ、おなりになったばかりです。前、前の大臣が任命なさったんでしょ。どうも私は、十年前と変わらぬような感覚で審議会の委員というのを任命しておられるのじゃないかというふうに思ふわけなんです。ですから、大臣がなられたわけですし、これから肉牛——めちやくちやくにおくれている肉牛の問題につきましても、これから入られて、さらに行政を一生懸命充実していかうというところなんです。私は、この審議会について、委員の任命について根本的に考えられる必要があるというふうな思ひであります。ですから、どういふような考えでお考へになつて配慮を払われているのか。私は、一番不足しているのは、こういうことだと思つてゐるのです。日本の畜産の一番大きな特色と、その裏返しでまた最大の欠陥といふのは、畜産と農耕といふのが分離して動いてゐたといふことですね。これは農民が選択したのじゃなくて、農林省がやつたわけですね。畜産といふものとそれから農耕といふものが分離してゐる、並行して発展してゐたわけなんです。これはまあ世界じやうに例がないといつたわけなんです。これはまあ世界じやうに例がないといつてもいいんじゃないでしょうか。そして、むしろ畜産の発展することによって耕種農業といふのは矛盾をますます深めてゐるわけなんです。相対峙してゐるわけなんです。地力が減退してゐるという問題も、畜産だけにかぶせるわけにいかぬのですけれども、やっぱり畜産のこういう事態になつたといふことが地力をおくらせるという一つの原因でしよう。根なしカズラの畜産と言われるのもそこにあるんですよ。これは非常に矛盾をはらんでゐますね、耕種農業とそれから畜産といふものが。これからどういふ耕種農業といふものと畜産といふものがこれは並行ではなくて、結び合つて発展をさせていくという転機にきてゐると思ふのです。そういう意味で、私は、ぜひともこの審議会の委員といふものをもう少し広い視野から、農業も含めて一体になつてやっていくのだという、そういう配慮を払われる必要があるという

ふうに思つてゐるのですけれども、大臣の見解を伺いたしたいと思います。
○國務大臣(安倍晋太郎君) 確かに御指摘がございましたように、今後の畜産振興といふのは、わが国のこれからの農政推進における重要な柱の一つであることは間違ひはないと思ふわけでございます。特に、畜産と耕種といふものを密接な連携を保つた中に畜産振興を図っていくというのにはまさにそのとおりであらうと私も思ふわけでございます。そして、そういう意味において、畜産振興審議会の役割りといふことも、意義といふものは非常に大きいわけでは、これはもう米価審議会にも匹敵をする委員会であらうかと思ふわけでございます。

この畜産振興審議会の委員の決定に当たりましては、学識経験者を中心といたしまして、これらの畜産振興をするにふさわしい委員の選定をいたしてきておるわけでありまして、私、大臣になりまして、畜産振興審議会委員の構成等も聞いておるわけでございますし、また私も審議会にも臨んだわけでございますが、私の見るところでは、現在、生産者あるいは消費者、加工・流通業者、中立といふふうな大体的構成に分かれておるわけでございますが、その中であつて、たとえば生産者代表の委員が十七名、消費者代表が三人、加工・流通業者が九人、中立が十六名と、こういうふうな構成になつておるわけでございます。これは米価審議会においては生産者の代表が四名でございますし、消費者が四名、そして中立関係が十六名と、こういうふうな比率になつておるわけでございます。そして、そういうところから見ても、畜産審議会としての、これらの畜産の振興を図っていくといふふうな大きな役割りを果たす委員会の構成としては、必ずしもいま御指摘がございましたように不適格といふかもしれませんが、実情に合わないとは思ひながら、ございまして、こういう構成で、振興審議会の中にあつて十分この審議を尽くしていただければ、正しい価格についても、あるいはまた、振興対策についても適切な私は御助言

を得ることができ、こういうふうには私は判断をいたしておるわけでございます。
○國園哲夫君 大臣のいまの答弁は、私はやっぱりまだ十年前の畜産物価格審議会のような感じが抜けていなやうな感じがします。ですから、先ほど私が申し上げましたように、耕種農業を畜産が補完するものに何ものもなつてゐない。また、耕種農業も畜産を補完するやうな、支持するやうな体制にもなつてゐない。両方が相矛盾して発展してきてゐるわけですね。小麦はどんどん減つていくといふこと、大豆がどんどん減つていくといふこと、大麦が日本列島からなくなつてしまふといふやうな問題、まあどれ一つをとつてみても——公害の問題もそうですけれども、畜産公害の問題についても大変です。畜産公害の問題について、畜産といふものが、耕種農業とは別に離れて発展してゐた。そのことは、今後はそれではいけないのだ、耕種農業といふものと畜産農業といふものと一体となつて発展していくといふ体制をとらなければいけないと思ふのです。ですから、そういう意味で、私は、もう少し広い視野でこの審議会の委員といふものを考慮する必要があります。いますぐとは申し上げませんが、二年の任期があるわけですから、そのうちにいろいろお考へいただきたいと思ひますが、私は、いまこの審議会のメンバーを見ておる限りにおいては、どうも十年前の畜産物価格審議会と変わらぬと思ひます。もっとと端的に申し上げてもいいんですよ。二年ごとのやつを全部出してもいいんですよ。ですから、こゝまでは申し上げません。でも、これはぜひ考へていただきたい。もっと広い視野でやつてもらいたい。

それから消費者の代表も入つておりますが、やはり労働団体もこれは入るべきだと私は思ひます。消費者としての労働団体も入るべきだ。米価審議会は入つてゐます。入るべきだと思ふんです。ですから、そういう意味で、ぜひ近い将来において、この審議会のメンバーについて広い視

野で配慮をいただきたいといふことを申し上げておきます。強いて答弁はいたさなくてもいいですが、余りにもこの審議会がかいものですか。氣になつてしようがないわけなんですけれども、ね。だから、畜産ばかりの親族結婚じゃ、い子供は生まれません。いままではそれでよかったんですけれども、これからはそうはいかぬと思ふんです。もう一遍、大臣、近い将来これ考へてもらいたいですね。

○國務大臣(安倍晋太郎君) いまの御意見は十分、心にとめておきたいと思ふわけでございますが、私も審議会に列席をいたしたわけでありまして、農業関係の代表者等も委員として出ておられるわけでございますし、私、今回出席をいたしました。たとえば消費者代表の方々でもいままでとは私は違つてゐるんじゃないか、農業に対する認識といふことも、食糧問題も含めて相当やはり深い認識を農業振興と畜産振興といふものに持つてこられたといふふうに、私は判断をいたしておるわけでございますけれども、委員の構成等も、現在の構成から見れば適正であらうと思ひますが、御意見についてもわからないわけでもございせんし、これはひとと今後の研究の課題といふことにしておきたいと思ひます。

○國園哲夫君 次に、農業の中の畜産の問題について若干お尋ねをしたいわけなんです。畜産は大変に、飼養戸数——飼養農家数といふものが、ばたばたに倒れていっちゃつたんですよ。それが一つの特徴です。畜産で、肉牛でいへば二百五十万戸ぐらゐあつたものがいまや五十万戸に減つちまつてゐる。この三年の間でも半分近く減つてゐるという非常な、言ふなら倒産みたいな形です。これは豚でもそうです。それから採卵用の鶏についてもそうです。乳用牛についてもそうです。酪農についてもそうです。大麦に減少してゐるわけですね。激減してゐるわけですね。そして、そのことが規模拡大という形になつてあらわれて、それで規模拡大すること

がいいと、その方向へ指導してこられたわけなんです。野で配慮をいただきたいといふことを申し上げておきます。強いて答弁はいたさなくてもいいですが、余りにもこの審議会がかいものですか。氣になつてしようがないわけなんですけれども、ね。だから、畜産ばかりの親族結婚じゃ、い子供は生まれません。いままではそれでよかったんですけれども、これからはそうはいかぬと思ふんです。もう一遍、大臣、近い将来これ考へてもらいたいですね。

それから消費者の代表も入つておりますが、やはり労働団体もこれは入るべきだと私は思ひます。消費者としての労働団体も入るべきだ。米価審議会は入つてゐます。入るべきだと思ふんです。ですから、そういう意味で、ぜひ近い将来において、この審議会のメンバーについて広い視

ね。その点について実はお尋ねをしたいわけなんです。

まず、豚とそれからブロイラーの問題なんですが、今日、この豚それからブロイラー、これはいまや農民の手の届かないような形の畜産になっておるんじゃないでしょうか。これは農民の畜産という畜産じゃなくなっちゃっていると言ってもいいんじゃないでしょうか。農民の畜産といえど肉牛と酪農のところでしょうか。そしてブロイラーにしますと六千四百—六千羽ですからね。しかし、これは平均でしてね。豚にいたしましても非常に大きなものが、百頭以上飼養しているものが頭数の半分を握っているわけですよ。ですから、私は、昨年の四月にもこの豚とブロイラーの問題について、一体これは農民の畜産なのかと。その傾向というものはどんどん薄れてきているんじゃないか。いまや、企業的というんじゃないんです、これ商社的というのかな、そういう畜産になっちゃっている。まずまずそういう方向に行っているというふうに思います。一体そういう方向にこれから一生懸命持っていけるのかどうか、その点をまず一つお尋ねをしたいわけなんです。

○政府委員(澤邊守君) いまのブロイラーの事例でお尋ねがございましたが、四十年の二万戸から現在一万三千八百戸というふうに戸数はかなり減ってきております。反面、一戸当たりの飼養規模が非常にふえておまして、四十年の一戸当たり八百九十二羽というのが、先ほど御指摘ございましたように六千四百二十八羽—四十九年までございましたが、というふうに著しく規模が拡大をしております。これほどでございます。探卵鶏につきましても、規模も拡大し戸数の減の比率はさらに大きいということでございます。養豚につきましても大体同様の傾向が見られるわけでございます。大家畜につきましても、肉牛についてこそ三頭余りの平均規模になっておますが、酪農はかなり規模拡大が進んでいるということでございます。われわれ農

林省といたしましては、規模の拡大いたしますことがコストの引き下げ、経営の合理化につながる面がございますので、そのような指導もこれまでしてきたわけでございますが、特に農業全般の中を見ましても、畜産の場合は、中小家畜の場合は土地が要らない、工場生産に近いような形で経営が行えるということのために、規模が非常に拡大をしております。それなりに生産の合理化といえますが、コストの引き下げにももちろん役立っております。反、規模が非常に拡大をいたしますことは企業的な経営に近づくことになりまして、ある意味では非常に差があり、価格が低落するという場合の抵抗力といえます。経営の弾力性という面では、逆に申し上げれば、雇用労働をかなり使うということになりますと、賃金はやっぱり世間並みに払っていかねばならない。農家的な、農民の経営の場合には、一時的には労働報酬がある程度減つても、がまんして耐えるということが可能でございます。けれども、他人の労働力を使うという場合は、それはまいたらない。あるいは資本投下も規模拡大に伴いまして大きくなっていくということになりますと、これが生産の能率が上がる面がありましても、経営の負担になる面も出てくるというふうな面がございます。反面、深刻な問題となっておりますのは、環境汚染問題でございます。水質であれ、水質の保全の問題であれ、あるいは臭気の問題であれ、いろいろふん尿の処理問題についてトラブルが非常に出ておるといふような点からいいますと、規模の拡大ということにつきましても、やっぱり一定の限界があつていいのではないかと御議論が多いわけでございます。

われわれといたしましては、それらを総合的に勘案をいたしまして、農民的な経営の範囲内において規模の拡大をしていくことが長い目で見て適当ではないか。一部には、文字どおり企業的な経営というものも成り立つわけでございますけれども、長い目で見て、食糧という一番重要な生活物資の生産を担うのが、単に企業ベースでの採算だけで担われるということにつきましては、先ほど言いました経営的な問題は別にいたしまして、食糧の確保という点からいたしまして、いろいろ不安定要素を残すというような面も指摘できるわけでございます。われわれといたしましては、農民的な経営という範囲内においてな規模拡大すべき経営は多々あるわけでございますが、ただ、無限にこれが大きくなればいいということではなくして、一定の限界内にとどめていくということが経営の採算上も有利であり、先ほど言いましたような環境問題を未然に防止するという意味でも適切ではないかというように考えております。まあ極端に大きなものについてはそういうことが言えますけれども、中小家畜等につきましては、まだ拡大の余地はあろうかと思つております。環境問題との競合を回避していく工夫はいろいろしていかなければいけないと思つております。

なお、ブロイラーの場合に、特に顯著でございます。まずインテグレーションの問題につきましては、私どもといたしましては、これが取引あるいは価格の安定という面でプラスの面もございまして、私も、しかし反面、どうしても資本の力と個々の農民の力の間には格差がありますので、その間に公正な契約関係が維持できるかどうかという点についてはいろいろ問題がございますので、これについては農民的な経営の安定という観点から十分指導を加えてまいりたいと思つております。反面、文字どおり企業が大規模直営農場を営む、経営するということも事例がございます。契約生産と並んでこれらも最近はやや鈍化をしております。新しく始めるものは鈍化しているという傾向が見られます。一部で見られるわけでございますが、これがものによりましては、畜種によりましては、非常に過剰生産を刺激すると、大きな農場が一遍にでき上がりまして、それがその地域の流通、需給関係を

乱す、あるいは全国的に見ましても過剰生産を促進するという面がございますので、これにつきましては適正な計画生産のルールの中に参加するように進めていきたいというふうに考えます。いづれにいたしましても、生産者みずからの共同の力によってこれらの企業に対応していくということが基本でございますので、生産者団体を通じてそのような指導をしてまいりたいと思つております。

○鶴岡哲夫君 これは豚にいたしまして、それからブロイラーにいたしまして、豚で言いますと、私の県に七万頭、ジャバンファームをやっています。この間行つてみました。大変問題があります。さらに私の方には二十万羽ぐらいの養鶏もやっています。ジャバンファームをやっています。そういう、土地が要らないということ、それからえさを基盤にした問題であるために、大変企業的な運営に向いているところから、そういうものの比重が急速に高まってきている。ですから、農民から言いますと、もう手の届かないものになりつつあるわけですね、豚にいたしまして。探卵もそうなりつつありますね。ブロイラーなんかまさにそのとおりです。これは畜産局の所管に属するのかなと思つてしまいます。そしてそのことは、いまおっしゃったように、非常に公害の問題があります。もう一つは価格の問題について硬直化しつつあります。もう一つは、中小家畜の問題について、インテグレーションなり商社なり、そういう資本がどんどん入ってきて比重が高まってくるという状況の中で、いろいろこれは、農林省はどういうふうなことを考えていくのかという点については、慎重にばくは検討してもらわねと困ります。農民の手に及ばなくなつてしまつておるんですよ。手の届かないようなものですよ、これは。ですから私は、これは通産省に言った方がいいんじゃないかと思つております。その方が早いんじゃないですか。ですから、そういう意味で私は、この問題について

は、農林省として、局長がおっしゃったように、今後きちんとやっていただきたいと思ひますです。

それから、大分長い時間を要したんですけれども、短い時間にしてくれという話がありまして、ですから半分ぐらいにはしななければならぬわけですが……。そこで次に、大家畜についてですが、まあ中小家畜もいまや頭を打ったと思ひておりますけれども、大家畜が減少をしつづけるという事は、これは一体どういうことなのか。もちろん消費の減退とかいろいろ問題はあるかす。しかし、もっと根本的に問題があるんじゃないかというのを私は考へてゐるんですけれども、大家畜について、これも乳用牛で言いますと、四十六年に二十八万戸あったものが、十八万戸に減るわけですよ、わずか三年の間に。がたがたです。これ、二十八万戸あったものが十八万戸に減るわけですから大変ですよ、これ。酪農家にしてみれば戦争状態のような状態じゃないでしようか。十万户減るんですから、大変ですよ。十万户死したようなもんです、二十八万あったものが、それから肉牛で言いますと四十六年に七十九万戸あった。それが五十二万戸に減るわけですね。これまた二十万戸減るわけですよ。これはえらいことだと思ひます。そして頭数が停滞をしつづける減退をしつづける、減少しつづけるという状況です。ここに私は、畜産の衰退というものを考へなざるを得ないかと。もちろん消費の問題、えさの問題もありまして、しかし大家畜の場合、特に畜産としてこの頭数が減りつづけるという事は、根本的に考へる必要があるんじゃないだろうかというふうに思ひます。その点について局長はどういうふうにお考へになつていらつしやいますか。

○政府委員(澤邊守吉) 中小家畜につきましては、戸数は減つておりますけれども、規模なり頭数全体としてはかなりふえてまいつたわけでございますが、大家畜につきましては、戸数はかなり急速に減り、最近は一〇%以上、年率で減つてい

るということでございます。全体の頭数につきましても伸び悩んでおるといふ御指摘がございますが、その原因は、かん、ということはいろいろな要因がございます。乳用牛と肉用牛は必ずしも同じではない面もございます、同じ面もございますが、まず肉用牛につきましては、これはわが國の畜産が役畜兼用で主として役畜を中心にしてこれまで飼育されてきた、それが耕運機その他トラクターの導入によりまして大體役牛としての廃用が——やめるといふのが進んできた。その意味では、一種の食いつぶしということなかつた。その後、後継が育たないということも減つてまいつたわけでございますが、その反面、肉を取るのを目的とした肥育経営というものは徐々に伸びてきておりますけれども、これが役牛が減るほど、それをカバーして余りあるだけの伸びを示しておらない。これは規模が非常に小さいとか、土地取得がむずかしいとかいふ面がネックにあるわけでございます。傾向以上には出ないということになつておるわけでございます。まあ肉用牛については一部で乳雄の肥育が最近非常に利用率が上がりまして、四十八年あたりは九十数%になつてゐるんじゃないかと推定されております。昨年は価格が悪くて、逆に利用率が低下した、今後価格が回復しますればまた上がつてくるということでもまた伸びてくる可能性は持つておると思ひますが、そのようないろいろな要因が重なつて、いま申し上げましたようなことで横ばい現象になつておると思ひます。

乳用牛につきましては、規模はかなりふえておりまして、全国で九・八と、北海道あたりは十九・何頭というところで、まずややおおむね二十頭に近いわゆるヨーロッパ水準に非常に近づいておるわけでございます。しかし全体として伸び悩んでおる。これは需要面で、御指摘がございまして、たように、牛乳の消費がやや鈍化の傾向にあるというところもございまして、もう一つはやっぱり大家畜でございまして、飼料基盤が整備されて自

給飼料の給与率をかなり高めるといふことが、畜の健康衛生上あるいは生産性を上げるために非常に必要なこととございまして、都市周辺を中心としたしまして酪農は発達したわけでございますけれども、その都市周辺を中心としたしまして用地取得が非常に困難になつてきたといふことで、立地も非常に僻遠の遠隔地に移つたといふことです。まあ原料の乳は、飲用乳の方が加工原料乳よりはるかに有利でございまして、これは地代もかからずそういう土地取得の面、これは地代負担とつて経営の圧迫要因にもなるわけでございます。そういう面が一つ大きな面。それからもう一つは、先ほど申しました畜産公害の問題が養豚、養鶏と並んで酪農にはかなりあらわれておるというところもございまして、これはまた都市周辺等において一番問題があるといふこと。それから酪農の場合、肉用牛よりもさらに問題になりますのは、例の労働力の問題でございます。これは、都市周辺ではもちろん兼業機会等が非常に多いために、一般の農業事情と同じように労働力を確保するのがむずかしいのでございまして、その上に要するに、周年拘束労働であり、一日拘束労働であるといふことで、日曜がないという点の一つの悩みになつておる。これはわが國ばかりでなしに、ヨーロッパ諸國でも同じような悩みがあるようにございまして、その意味では、肉用牛経営よりも酪農の方がやや斜陽的な傾向が世界的に見てもあるわけでございますが、その一つの原因が、いま申しました労働の問題、若い者が休みがない労働をきつて、後継者になつたがらないといふ問題がございまして、これにつきましては、ヘルパーの制度とか、あるいは隣近所で労働力の交換をするとかいふような、いろいろな方法を考へていかなければならぬと思ひますが、それらの要因も、最近におきましては相当大きな要因になつておるのではないかと考へておるわけでございます。

まあ、そういうようなところから、また、申しおくれなしたけれども、やっぱり価格が十分でないという面も、これは率直に言ひまして、いま言ひましたようないろいろな不利益を埋め合わせて余りあるだけの価格が実現しておらないという農家の率直な意識があらうかと思ひます。そういう点が重なりまして、このような現象を来たしておるわけでございます。われわれもいたしましては、このようになつていふ問題を解決を図りまして、牛乳と牛肉は今後一番伸びさなければならぬ分野の一つでございまして、着実に問題解決をしていきたいといふふうに考へております。

○鶴岡哲夫君 先ほど私が申し上げましたように、乳用牛——乳牛で言いますと四十六年に二十八万戸あったものが三年後には十八万戸という減少です。これは大変です。これ、しかも頭数は全然ふえていない。むしろ十万户ほど減つておるわけですよ。戸数はがたがたに倒れつつあります。三年間に十万户ぶつ倒れたら、えらいです。これ、そして頭数は、過去に百八十五万頭あったものが百七十五万頭という、三年間に十万户減る。それから肉用牛で言いますと、七十九万戸あったものが五十二万戸、二十万戸という戸数がつづけるわけですよ、三年間に。そして、その頭数はこの三年間にほとんどふえない。若干ふえておる程度と云つていいですね。そこに問題があるんじゃないかと私は思ひます。いままでは戸数が減ると、がたがた減つてくると、しかし頭数はふえてくるというところだったんですけれども、今度はそうじゃなくて、戸数が減つて、そしてその頭数は、酪農では減る。肉牛で売れば、去年は特殊、四十八年は特殊な状況でしたから、若干牛乳を飼養したという点もあるでしよう。それでも変わらぬと言つてもいい程度だといふところ。問題があるんじゃないか。これは一体どういうことなんだという問題があるわけなんです。そこで、きょうは肉牛の問題であります。肉牛の問題について、この肉牛の生産というの、これからますます大きな規模に持つていかれようとして考へておられるのかどうか。私は限界にきていっているといふふうに見えてゐるんですけれども。私

の手元にこういうのがあるんですが、「混迷を深める大規模経営」というのがあるんです。これは農林省が出している。私の説じゃなくて農林省が出している。「混迷を深める大規模経営」という農林省が出している、これを見ますとわかるんですが、肉牛を十頭以上というのを大規模と、こうしてあるわけですね、これによります。そして、可変資本というのが九五％だと言ってます。それで不変資本というのが五％だと言ってます。で、問題は、工場の場合は、可変資本の九五％というところに非常に大きな利点があるんですけれども、子牛を十二、三頭そろったものを飼うということになりますと二、三頭飼うよりもむしろ高くつくという、詳しく計算してあるんです。そこで肉牛については、どうも大規模経営というのは混迷を深めつつあるという課題なんです。あらわれてはつづれると言ってます。あらわれてはつづれると言ってます、というふうに書いてあるんですが、一体この肉牛についてはどういうふうにお考えなのか。で、いま肉牛は百八十万頭ぐらいいで、その中の二十三万頭というのは鹿児島に、宮崎に十七万頭あるんです。で、四十万頭というのが鹿児島と宮崎におられるわけです。それから、日本の肉牛の二割以上というのは、鹿児島と宮崎の二県におられるわけです。しかも、もしこれを和牛で限定しますと、おそらく四割近いものが鹿児島と宮崎におられることになるわけです。私は、実際鹿児島、宮崎——私は鹿児島ですから鹿児島島の農家の人たちの話をしてみたいというところ、どうもこの説を取らざるを得ないので、うね、やはり二、三頭飼いというのがいいようです。十頭以上の大規模経営というのはいかにありますようにどうにもならないというわけです。で、畜産局としてこれから大規模というものをどんどんやらされる予定なのか。

もう一つ伺いたいのは、六十年を目標にいたしまして長期目標、長期見通しというのが出ております。これによりますという、肉牛は大変にふやすことになっているわけです、八六％ふやす、

三百三十万頭にするわけです。それから乳用牛を二百五十万頭にするわけです、四一％ふやすわけです。ですから、私はいまこの肉用牛について言って、肉用牛を三百三十万頭、八六％ふやすというのとはどうしたらふえるというふうにお考えなのか。私は飼養農家をふやす方がいいと思ってるんです。飼養農家をふやす以外にこの三百三十万頭という数字なんというものは、手も足も出ないというふうに思っているんですけれども、畜産局としてはどう考えていらっしゃるのか。頭数ふやすにはどう考えていらっしゃるのかというところ、大規模経営についての限界をどういうふうにお考えになつていらっしゃるのか。

○政府委員(澤邊守君) 肉用牛の場合は現在が三・六頭の平均規模でございます。四十年には一・三頭であったというところで倍率は三倍近いわけでございますが、絶対規模をいたしましては、はなはだ零細規模であるわけでございます。これは御承知のように、肉用牛の場合は、繁殖経営と肥育経営とを大分化をいたしております。最近は一貫経営ということもかなり奨励をいたしておりますので、一貫経営の事例もございまして、最近では、一般的には繁殖経営と肥育経営が分化しております。この三・六頭の肉用牛は飼養規模が小さいと、肥育経営は最近乳用牛の肥育を初め、かなり大規模なものが出てまいっております。それが反面公害問題を引き起こしているという事例も見られるわけでございます。

そこで、繁殖と肥育とを分けて考えなければいけないとわれわれは思っておりますが、繁殖経営につきましてもやはり相当な粗飼料を必要といたしますので、土地——特に山林の下草利用あるいは草地の利用というものがなければならぬ規模拡大するということも困難でございます。そういう意味から言いますと、現実的には専業経営で五十頭とか百頭とかいうような規模で繁殖経営をやるといことは事例的にあり得るといたしまして

も、一般的には現実問題としてなかなか困難かと思ひます。

そういう意味では、従来よりは規模拡大する必要があるという点も、規模は専業として大規模経営というのには一般的にはなかなかむずかしいのじゃないか。したがって、今後、国有林初め山林の畜産の利用とか、草地の造成とかいうことに努力するのをいたしまして、やはり複合経営主体でいくべきではないか。その場合、平均十頭前後あるいは十五頭ぐらいいというところぐらいいでいけば、かなり能率のいい複合経営が成り立つのではないかと、現在とて思っております。それにいたしまして、現在とて思っております。非常に大きいところにつきましては、いきなり十頭、十五頭というところまでいくのは非常に困難かと思ひますので、それと同時に、国全体として繁殖頭数をふやしていくというところのためには、そういう条件の非常に厳しいところにおきまして繁殖をやっていたらだということも必要でございます。五十年度予算でもちょっと頭を出したわけでございますが、技術を持った高齢者で、すでにやめた人に福祉的意味も含めまして、一、二頭なり、二、三頭の零細といいますが、小規模の繁殖経営もやるといふのも、二つの道があるというのではないかと、現在とて思っております。

それから、繁殖はどのように二つの、規模を比較的大にするものと、零細規模でいくものというところでございまして、肥育につきましてもこれはかなり濃厚飼料に依存して経営ができません。現段階に偏り過ぎていくという面はございまして濃厚飼料に偏り過ぎていくという面はございまして、繁殖と比べますと、これは規模がかなりやういわけでございますので、これは規模がかなりやういわけでございます。最近農協等で五百頭とか一千頭とかいふようなことも事例的にはなくはないわけでございますが、一般の農家におきましてはやはり、四

十頭というところを目指すのが現実的な目標ではないかというように考えております。もちろん先ほど申しましたような公害問題というのが深刻に出ますので、余り規模拡大を急ぎ過ぎるという点は慎重に考えていかねばならないと思っております。したがって、中小家畜の場合とは違ひまして、複合経営を主として、その範囲内において規模はある程度拡大をする必要は現段階においてあると思ひますが、これを軒並み全部何百頭とかいうような規模に持っていくということはわが国のいろいろな制約条件から見まして現実的ではないというところで、その程度の目標を現在念頭において検討しているところでございます。

○鶴岡哲夫君 もう一つ私が申したのは、三百三十六万頭というふうに頭数をふやすということなんです。それは規模拡大によつておやりになるのか、それとも飼養農家をふやすことによつておやりになるのか、これは重要な問題です。繁殖の経営と肥育の経営で、私がここで言っているのは肥育の経営です。十頭以上の農家の経営です。農業経営です。実に詳細に分析してあるんです。畜産局、そういうのを持っていないのじゃないか。肉牛おくられているから、畜産というのは、子供だましみたいなことをやっておる。恐らく分析しておらぬのじゃないかと思ふんだ、酪農局だから。だから、いずれにしても、私は、これはもう肉牛というのは、その規模拡大のできるものじゃない。実際三十五年から四十九年、十五年たつてみて三・六頭ですから、これはもう繁殖も入ります。それにしても三・六頭という数字です。ですから、十頭以上の経営というのについては、ここに書いてあるように、むしろ工業と比較してある。なかなかこれむずかしいなあという感じがする。——ですから、飼養農家をふやすというのを考える。局長は複合経営、複合経営とおっしゃるが、これは畜産と耕種農業との複合経営の話ですか、それとも肥育と

繁殖の複合経営の話なのか。僕は、ちょっと不思議に思ったんですけれども、どういうふうにしておふやしになるのか、畜産農家をふやすというところでやられるのか、どうするのか。いまの勢いでやったらどんどん減りますよ、農業は。がたがた減ってしまいます。いままで減ってきたのですから。どうなんですか。

○政府委員(澤邊守君) 先ほど答弁を漏らししましたけれども、六十年に三百三十万頭を一応目標にしております。四十七年は百七十七万六千頭でございます。四・九の年率でふやすというのが目標でございます。これは非常に困難な、容易には達成されない目標だと思いますが、われわれとしてはぜひあらゆる施策を集中してやりたいという決意を持っておるわけでございます。その内訳を申し上げます、専用種と肉用種、乳用種に分けてまして、専用種は百四十五万頭であったのを二百四十万頭ぐらいにふやしたい。それから肉用種が四十七年はまだ低かったという、基準年次より低かったということもございまして、乳用種につかましては、二十九万、まあ三十万頭です。三十万頭を百二十万頭ぐらいい、これは年率一・四のことでフルに利用率を高めたというわけでございまして、乳用種は、先ほど御指摘もございましたように、乳用自体を酪農の立場でふやしてまいりますので、その結果として、乳用の出生頭数もふえますので、それと利用率を高める。両方で約三十万頭を百二十万頭——四倍でございまして、ぐらいいふやす。したがって、専用種と乳用種の比が大体二対一というぐらいいを考へておるわけでございまして。現在は百四十万頭と三十万頭というぐらいいの比率になっておるわけでございまして。そういうことで、乳用種にかなり重点を置いてやることによりまして、この三百三十万頭という目標を達成したいというふうに思っています。その場合、専用種につきまして、百四十五万頭から二百四十万、これもなかなか現状においては非常にむずかしい容易ならぬ目標だとわれわれも

思っておりますが、これは農家の飼養農家戸数は、最近著減しておるのに、これをふやすのかというお尋ねでございますが、私もといたしましては、三・六頭、繁殖経営はもっとそれより少なくて二頭ちょっとぐらいいのところがいいかと思ひますが、それでいいとは思ひませんが、でも、もう少しふやしていく。複合経営といふのは、私も、一般的には肥育との複合といふことではなくして、一般耕種との複合と、山林とか山間地帯が、従来から耕種生産地帯が比較的多いものですから、そういう山の収入ということも、場合によってはあると思ひますけれども、まあ農業その他との複合経営といふことを考へるにいたしまして、規模は先ほど申しましたように、二頭とか三頭といふことではだめで、もう少しふやしていくといふことが一つの路線だと思ひますが、同時に反面、全体の数を維持し、あるいはふやしていくためには、零細なといひますか、小規模の飼養頭数で、二頭、三頭ぐらいいであつても非常に手のかからないものでございまして、そういう農家もあつていい、二つあつていいのではないかと、あるいは逆にふやすというところも考へていくべきである、そういう意味では、他の畜種あるいは肉用種のこれまでの傾向のように、戸数がどんどん減つていっていることではなくして、一定の戸数を維持しながら小規模の経営と、中規模といひますか、複合経営で中規模ぐらいいまでいく経営と、二つが大きな担い手として育っていく必要があるのではないかと、いふふうに考へております。

○鶴岡哲夫君 その複合経営でいかれるという、これは大賛成なんですけれども、ぜひそういう方向に持っていく、そして飼育農家といふものがふえていくという形をとらなければ、とても三百三十万頭という数字なんかになりません。ですから、私は、もう大規模な肥育でも、大きな規模のものは限界があると思ひております。特に、日本においてですね、限界があると思ひて

おります。ですから、やはり頭数を積極的にふやしていくという積極どころの騒ぎじゃないですよ。これ逆立ちしてふやしていくかなきゃならぬわけですから、その場合に、やはり飼育農家をふやすという立場は、これははっきり持たなければだく。しかも、それは複合経営と、結構な話だと思ひております。それは、だんだんいい方向に畜産局も歩みを進めるようで結構な話だと思ひておりますが、ぜひそういう方向でやっていたらいい。やっぱり農家の立場に立つて考へてもらいたい。牛の頭数を考えただけでは困ります。大きな経営をやればいいとか、頭数がどうだとかいふ話だけじゃなくて、農家の立場から考へた場合に、一体飼育頭数といふのは今後ふやしていくんだらうかどうかという点は非常に大きな問題なんです。これ、何せ飼つておった者がなくなつちやうたんですから、全部廃業しちゃつたんですから。しかも、先ほど申し上げましたように、この三年の間に二十七万あったものが十万户に減るんですからね。まるで、むちゃくちゃに減つちやうたっているんですから。そういう農業者、農家の立場に立つた畜産といふものをやっぱり考へてもらうというふうにしていただきたいと思ひております。

次に、この価格の問題ですけれども、この価格の問題について、先ほど神沢さんの方から質問があったんですけれども、これはやはり価格は生産費を基礎にせざるを得ない、何といつても、これが本命。ところが、いまあります資料は、先ほど局長も御答弁になりましたように、これはほとんど、全国事例だけにすぎない。三百何十戸でしよう。そんなものは昔、局がやつた、局の調査でやつたような事例調査であつて、全国事例調査にもならない。ましてや、乳用種については、これは昨年からちょっと、百戸ぐらいいですか、始まつたんです。ですから、こんなもの、まるで事例調査ですよ。統計の数字にならぬのです。これ、私はそう思ひてゐる。ですから、遺憾ながら生産費について、生産費を基礎にしたものが今度

間に合わないということが、私は先ほどから言つてゐるように、畜産局といふのは酪農局であつて、肉牛をはなだ冷遇してきつたといふことだと思ふんですよ、一言で言つて。肉牛といふのを全く冷遇してきつた。まあ言うならば、三百六十万頭、三百七十万頭おつた牛が、和牛が二百四十万頭、三十九年です。私は、そのとき農林水産委員だつたですから覚えていますがね、大衝擊だ。それからだつた。減つたですね、何らの政策やらぬのですから。じゃ何の政策やつたかといふので、それについて。一方、乳牛は四十万頭からだつた。減つた。こう上がつていくわけですよ。肉牛は逆にぐわつと減つていくわけですよ。何の政策を肉牛についてやつたのか。やつてないはずですよ。だから、畜産の生産費すらかわらない、肉牛の生産費すらかわらないという状態じゃないでしようか。法律は出て、価格を決めなきゃならぬ。これは澤邊さんの責任じゃないけど、去年なつたんだから、しょうがないです。これ、ですけれども、歴代の畜産行政といふのが、肉牛なんといふのは、まるで片すみに追いやつちやうた、いいかげんなことをしてきたんですよ。これ、私は調査してもらひまして、四十五年から肉牛に対する予算の項目をみんな挙げてもらつたです、どういふことをやつたのかと。やつと四十七年ごろから肉牛がちょっと出てきますよ。めちゃくちゃですよ、これ。ここで畜産局長の首が何本飛んでもこれはどうにもならぬぐらいいです。まあしかし、澤邊さんこの間なつたばかりですからね、どうつてわけにいかない。これは澤邊さんが責任とるわけにはいかない。ですけれども、余りにも貧弱ですね、これ。四十六年なんてろくなことやつてないですよ。全く話にならないですよ。四十七年になつてやつとこれはちょっと肉牛に対する政策やられたわけですよ。酪農については御承知のとおりですよ。給食のために百七十億から百八十億の金を使つてゐるでしょう。それが不足払いの

ためにこれがまた二百三十億ぐらい金使っているでしょう。生産についても非常な苦勞やっていますよ。ところが、肉牛というのは何にもやっていますよ。やうとこのところちよこつと出てきたわけ。全くいまから、いまさらのごとく、これからの畜産の柱は肉牛であるというふうな話になってきたんですけれどもね。われわれも、そういう意味では少しつかつてあったんですけれども、まあ畜産に当たっておられる畜産局というのは何をやってきたのかということ、うんと文句を言いたいんですけれどもね。来々、五十年の予算で肥育牛については、乳牛については七百戸ぐらいの調査をやられる、それから和牛についてはこれは七百戸ぐらいでしよう。七百戸じゃね、これは頭数の中にいらないんですよ。これ、統計の中にいらないんですよ。養蚕はそれは二千七百戸ぐらいでしよう、全国的の調査が。来々、七百戸・七百戸おやりになるというけれども、一体それで統計の数字として出るんでしょうか。もうちょっとやんなさ、少なくとも千戸は超さなければ、われわれ統計的な数字と言えませんでね。どういふことでこの六月ごろからおやりになる、この生産費調査というのを。これでは私は、統計的な数字というふうにはとれないと思うんですね——統計情報部長見えています。統計情報部長、こんなものであなた全国統計と言えますかね、七百戸ぐらいの調査で。初めてだからやってみるということとか。来々ももっとふやそうということならまだまだですけれどもね。

○説明員(吉岡裕君) 先生御承知のように、農畜産物の生産費調査の目的にはいろいろあるわけがございますが、その一つには、行政価格の算定資料にするというふうなことで、それから経営改善の資料にするというふうなことで、あるいは生産対策をつくり出すための基礎資料にするというふうないろいろな目的があるわけでございますが、まあ肉用牛に ついては生産費調査を、統計情報部がやり始めましたのは昭和三十四年度ごろからでございますが、目的としましては、やはり経営改善、

生産対策の基礎資料にするというふうなことを主要な目的にしております。したがって、先生御指摘のように、産地としても主な主産地を選び、また限定された標本の数で調査をいたしてあるというふうなことでございまして。これは、これをそのまま行政価格算定の資料として使うためには不十分であるというふうに私も思っております。

そこで、今回、お話がございましたように、畜安法の改正が行われ、牛肉が指定食肉になるということでございますので、昭和五十年年度から始めます肉牛の生産費調査につきましては、標本の数を大幅にふやしまして、予算戸数といましては、いま御指摘のような数でございますが、これを適確に実施をいたすことによりまして行政価格算定の基礎資料にしたい。御承知のように、肉牛の生産の形態というものが他の畜産と違ひまして非常に分散をしております、零細な経営も多いというふうなことでございまして、私どもとしては、適切な母集団を見出し、これから適切な標本をとるといふことで、この実行を適確にやることによりまして、行政価格算定の基礎資料としては十分使用し得るものになるというふうに考えておるわけでございます。

○鶴岡哲夫君 まあ、和牛の場合ですね、和牛の生産費については三百十戸、そのうち子牛について二百戸という数字でいままでやっておられたわけでしょう。そういうものではもう問題にならないですよ、これ、その生産費の問題としては、牛ほど進歩の形態が違ひしているところはないわけですね。そういう場合に、三百戸、三百十戸、和牛の場合の、いまやっておられるのは三百十戸、そのうちの二百戸というのは子牛になるわけですよ。ですから、それはむしろきつちやにうちやうて、大臣にもひとつ御記憶をいただきたいと思ひますよ。和牛というのは踏んだりけったりになっているんですよ、これ。いままでではたらかしてあったわけですよ。

まして、次にお伺いしたいのは価格の問題なんですけれども。私は、畜産局長ね、三百三十万頭というもののふやすというが、今度まあ六十年の見通しでは、これが一番伸びることになっておるわけですよ。そしてしかもその資源の関係等もあって、特に国内の草資源というものを、あるいは大麦を増産してどうするということの中での畜産を、畜産の中では肉牛というものを重要視していく、これがこれからの畜産の大黒柱にもなるんでしよう。その場合の価格政策というのには、私は、いままでみたいな価格政策じゃだめだというふうに思ふのでございますが、まあ生産費所得、補償方式というのがありますが、米の場合、米の場合は少なくとも国内で自給するといふ、国内でこれだけは取りたいといふ、国内がカバーしたいといふ考え方があつたわけですね。そのためには、その限界米作農家もつかまえないと、かぬわけですよ。で、畜産も、これから畜産の大黒柱として肉牛を何としても三百三十万頭やるのだというふうにお考えならば、限界農家、限界畜産農家というものを把握しなければ、そういう価格政策をとらなければ、全然これは空論に終わっちゃうと私は思ふのでございます。裏返せば生産費所得補償方式というのになるのかもしれません。私は、もっとそれよりもきつちことを考えておるわけですよ。ですから、いままでのまあ畜産の問題について価格がいろいろとられておりますけれども、そういう価格が、そういう考え方がないわけですよ。減るなら減るでいい。麦であろうと、なたねであろうと、大豆であろうと減るなら減るでいい。とにかくこういう平均生産費出す、平均生産費出されたら、それ以下のものはつぶれるのはあたりまえの話ですよ。ですから、どうしてもこの畜産というものは、肉牛といふものなさい、歯どめを。その歯どめには国内でカバーするのだ。そうすると、限界生産農家までつかまえるという価格政策をとらなければ、私は、これはもう画餅に終わる。机上の空論だといふふう

に思っているのですが、そこまでやるお考えがあるかどうか。それがなければお話にならぬといふふうに思っております。

○政府委員(澤邊守君) 肉牛を今後ふやしていく、特に六十年の、現在検討中でありまして、三百三十万頭に持っていくというの、相当困難な目標だといふことはわれわれも十分承知しております。したがって、あらゆる政策を重点的に実施しなければならぬと思っておりますが、価格安定政策は、その一つの柱として重要な政策だとはもちろん考えておりますが、先ほどちょっとお答えしましたような生産面あるいは技術面あるいは経営面等の対策もあわせて総合的に現段階としては必要だと思ひますので、価格政策だけですべてというわけには私は、まいらないと思ひますけれども、価格政策が重要であることはこれはもうわれわれも重々認識をいたしております。したがって、再生産が確保できる、単なる再生産でなくて、拡大再生産が確保できるような価格を決めていかなければならないというふうに考えております。まあ、非常にむづかしい面がございますけれども、乳牛の雄の肥育というものは非常に肉牛資源として今後有力なものとして考えていいと思ひます。酪農対策によりまして搾乳牛の増加ということとらばらの関係になるわけでございますので、それらの政策ともあわせて牛肉の価格政策によりまして、頭数をふやしていくというのを目標としなければならぬと思っております。

そこで、いま御指摘がございました限界畜産農家をカバーするといふ点につきましては、まあわれわれとしてはお気持ちは十分わかるわけでございますが、この制度が畜産振興事業団の売買操作によつて価格安定を図るというこの仕組みですね、まあこれの仕組みを前提といたします限り、やはり生産費所得補償方式と言いますか、あるいはその場合、さらにもっと強いものとおっしゃいましたから、平均農家ではなくして、限界農家の

生産費所得補償、あるいはそういう御趣旨かとも

推測するわけでありますが、そういう算定方式を
直ちににじみにくい面もあるというふうなわれわ
れは考えておるわけでございます。したがって、ま
ま慎重に算定方式も今後決めていかねばいけな
いと思ひますが、生産費所得補償方式といふ方
式は、食糧の管のようないい制度だとか、不足
払いというああいう制度では、財政負担の問
題はもちろんなるやうな感じが持っております。
上矛盾なく両立する面が私にはあるのじゃないか
と思ひますが、事業団による売買操作という仕
組の中においては、ややなじみにくい点があるの
ではないかという感じが持っております。ただ、非
常にむずかしい増殖目標を達成するといふもの
であり、しかもけさほど来大臣も答えておられ
ますように、一たん減ったならばこれは返らない
というのが大家畜の特色でございます。もとに返
るのに非常に時間を要するといふこと、その辺は
十分考へて、適正な拡大再生産が可能となる
ような価格といふものを決めていかなければなら
ないといふことはわれわれも十分念頭に置いて
検討してまいりたいと思ひます。

○鶴岡哲夫 生産費の確保をする、再生産を確

保する。生産費を確保するといふその生産費とい
うのは、平均生産費のことを恐らく考へたろう
と思ひます。平均生産費をとつたらそれ以下
のものはつづけるのはあたりまえの話。ですから、
私が言うのは、これから米と同じやうに肉牛を
やるんだと。三百三十万頭なんて、うその皮だ
というなら別です。そんなものは、へったくれ
なんだと。ただ、数字を挙げてあるだけだ、とい
うなら別です。少なくとも三百三十万頭といふ
ものを、いま百七十万か百八十万頭しかないも
のをこれから三百三十万頭にふやしていこうと。
後、六十年といふと、すぐそこですよ、もう。そ
の場合、生産対策といふのは、先ほど私が申し上げ
たやうに、肉牛の場合はべらぼうにおくれている
んです。これ、三年前に始まった、二年前に始
まったやうなものです。もちろんそれや

もらわにやいかぬです。

しかし、一番当面しているのは価格だと思ひ
ます。これは、もう価格といふものは一番はっ
きりすると思ひます。その意味では限界生産とい
ふのをどこへとらえるのか。これはぎりぎりの限界
までは私は言つてゐるんじゃないんです。米だつて
ぎりぎりのところまでつてないんです。米だつて
八九割か七割のところが限界生産をとつてゐる
から、畜産の場合もその八七割か八八割のところ
の、その農家までは、その生産ができるんだ
といふ価格にされるのか。それとも、平均生産費
でおやりになるのか。いまの法律の出し方、それ
から、いまの統計の資料の不備の状態等からい
つて、適当なところで決まるのじゃないかと思ひ
ます。けれども、もう少しこれは考へてもらはない
と、これは三百三十万頭といふのは、うその皮だ
といふことになるんです。いままで、うその皮が
ずうつと続いてきてますけれども、また再びこ
ううその皮になつてしまふわけだ、三度目の。三度
目のうその皮になつてしまふわけだ、これ。今度は
本気のやうです。これ。草資源の点からいって
も、一生懸命国内資源の点からいって、一生懸命
肉牛やるんだといふお話なんです。それには
価格といふものをまず基本に据えなさいと。酪農
に對しては四百億くらい出してゐるでしようが。
不足払いにしろ、小学校の給食費にしても四百億
くらいでしよ。できぬわけがないですよ。それ
をやらなければだめだと思ひます。こんなもの
は。後ほどまた細かくやりますけれども、あまり
大したことはないです。これ。わあわあ言うもの
だから、いままでより少しばかりちよつと前進し
たといふだけにすぎないじゃないですか。だから
その点について一つ伺ひます。

もう一つ、今度の価格安定で、私の見るところ
によりますと、大体国内産の生産の牛肉の二〇%
を、二〇%足らずの。その二〇%足らずのものを一
体価格の安定といふのは可能なのかですね。そう
いう点も考へないかと思ひます。しかも豚と
違ふ点は輸入肉が非常に多いことですね。
豚は、輸入肉といふのは、一五、六割——八割ぐ
らいの輸入です。ところが、牛の場合は五〇%
という場合もあるわけだ。二、三〇%というところ
が大体牛の輸入になつてゐるわけでしょう。輸
入肉になつてゐるわけでしょう。その輸入肉があ
る、しかも、その輸入肉の価格といふのは、先ほ
ど大臣の答弁のやうに、大臣の指示する価格で出
るわけでしょう。そうなりますと、その二〇%ぐ
らいのものを握つておつて、一体牛肉の価格の安
定といふものができるものだろうか。できるとす
れば、これはとてもない安い価格になつちま
うといふやうな感じを持つてくれませんか。
ちよつと時間がだんだん少なくなつてゐるもので
すから、口早に言つちやうて端折らなければなら
ぬものです。局長の答弁をいたしたかと思ひます。
○政府委員(澤邊守君) 二〇%足らずと言われま
したけれども、二〇%や超えてゐるわけではござ
います。価格安定制度を行ひますれば価格が、
所期の目的を達しますれば、価格の低落といふの
は妨げるやうになります。品質もおのずから
向上するやうな刺激にもなりますので、われわれ
といたしましては、「中」から「上」へ、「並」
から「中」へといふ規格格づけの成績が上がるよ
うな方向で技術、経営の指導もしていかねばい
けないといふやうに考へております。そこで二
〇%割るにしろ、超えるにしろ、大差ないわけ
でございます。その程度で全体の価格が支えられる
かどうかといふ御質問でございますけれども、雌
牛につきましては肉牛に——専用種につきまして
もあるいは乳用種につきまして、これは再生産
といふ点で、子取りに重点で、あるいは搾乳に
といて、この価格安定対策の直接の対象にするのは問
題があるのではないかと考へておられます。その
ので、それらを除きますと、五〇%のうちの二
〇%ちよつとということにもなるわけではござい
ますので、私どもといたしましては、間接的な支持

効果といふものも含めまして、これで牛肉価格全

体の安定が達成できるのではないかとこの期待を
いたしておるわけではございすが、新しい制度で
もございすが、実施をしながら、もし何らか
の点で、われわれの期待と違つて、十分他の牛肉
について価格支持効果が及ばないといふやうなこ
とでございすれば、その際追加をして範囲を広
げるといふことも検討しなければならぬといふ
ふうに思ひます。技術的にいろいろの問題も
ございします。こんなところから出発はさし
たいといふやうに現段階では考へておるわけ
でございます。

○鶴岡哲夫 豚の場合、対象になつてゐるのは

五〇%程度だと思ひますが、さらに輸入は

うんと少ないわけですし、一〇%ぐらいのものでしょう。一〇%足らずの場合もあるわけですね。ですから、肉牛の場合——牛肉の場合は、何せ対象になっている、つかまえてという肉の割合が、国内産の二〇%だ、そして外国からまた、需要量の国内生産に対して三割近い、場合によれば五割も入ってくる。しかも、その価格は、大臣の指定する形で払い下げていくことを踏まえて考えると、なかなか大変だというふうに思います。しかし、局長のおっしゃるようには、いろいろな不備の中で発足するわけですから、ですから、当面この二〇%という形のを押えて、そしてこれから逐次急速に整備していくというお考えには賛成であります。こういうまた価格の制度ができますれば、それに付随して統計の関係も急速に整備してまいりますし、それから流通関係にいたしましても、急速にこれは整備していきますし、与える影響は大変大きいと思うんです。ですから、私自身も、この二〇%で発足されるということについて決して反対しているわけじゃないんです。こういうことで発足してもらって、そして速やかにこれがよくなるように急速に努力をしてもらわなければいけないと、こういうような立場から伺っているわけですから御了承いただきたいと思ひます。

そろそろここあたりで終わった方がいいようにも思ひますが、私は、ここでひとつ大きな問題を提示して、それを次の木曜日の日に論議をしたいと思ひます。

それは、和牛振興法をつくったかどうか。まあ、畜産局は振興法というのが大好きですし、酪農振興法、鶏の振興法があるし、何やかやいっぱいありますけれども、しかし、これからこの肉の問題は大変な大きな問題ですし、最もおくれであるわけですから、その中でやはり、この価格の安定制度をつくると同時に、速やかに和牛振興法というようなものをつくって、和牛のこれは立て直しを図らなければ、酪農局というふうに言われま

すよ、というふうに言いたいわけです。それをひとつ次に論議をしたいと思ひております。大臣のいい答弁を願ひたいと思ひていますよ、これは。そういうふうには検討したいということですね。また、私はそういう方向で詰めていきたいと思ひます。

それから、もう一点は飼料対策です。飼料対策は、これは、これから四年計画で八百億の飼料安定基金、親基金と言っているやつができるわけですね。それと、あと食料特別会計の中に操作作用のものが入っておるわけですね。この二つの関係について聞きたいんです。それで、親基金というのは暫定的だということかもしれませんが、少なくとも、八百億の金を使ってやるといふんなら、これはやっぱり法律にすべきだと。で、子牛の価格安定もあります、これもやっぱり法律に持っていくべきだと、法律ですべきだと。

そういう点について、この二つについて木曜日の日にお伺いをしたいと思ひます。

以上で終わります。

○委員長(佐藤隆君) 本件に対する質疑は本日はこの程度にとどめます。

これにて散会いたします。

午後六時二十二分散会

昭和五十年四月十四日印刷

昭和五十年四月十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

T